

## 第15回田辺広域合併協議会

# 会議資料

日時：平成16年2月23日（月） 午後1時30分から

場所：ガーデンホテル八ナヨ・2F

# 会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

協議事項

協議第50号 財産の取扱いについて

協議第51号 市町村建設計画について

4 次回協議会の開催について

5 その他

6 閉 会

# 目 次

3	議 事		
	協議事項		
	協議第50号	財産の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
	協議第51号	市町村建設計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	2頁
4	次回協議会の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・		3頁

議 事

協 議 事 項

協議第50号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年2月23日提出

田辺広域合併協議会

会長 脇 中 孝

記

協議項目	財産の取扱い	関係項目	
調整方針（案）	関係市町村の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。		

平成16年 2月23日 提 案

平成 年 月 日 確 認

協議第51号

市町村建設計画について

市町村建設計画（案）について、別紙のとおり提案する。

平成16年2月23日 提出

田辺広域合併協議会

会 長 脇 中 孝

記

別紙資料	市町村建設計画（案）
------	------------

平成16年 2月23日 提 案

平成16年 月 日 確 認

## 次回協議会の開催について

### 協 議 会 の 開 催 等

		開 催 日	開催時間	開催場所
第 1 回	平成 14 年度	平成14年 7月29日(月)	午前 9 時 3 0 分から	ガーデンホテルハナヨ「アリーナ」
先進地視察		平成14年 8月21日(水)～22日(木)	—————	視察先：岩手県北上市
先進地視察		平成14年 8月28日(水)～29日(木)	—————	視察先：香川県さぬき市
第 2 回		平成14年 9月 7日(土)	午前 9 時 3 0 分から	上富田文化会館
第 3 回		平成14年10月21日(月)	午前 9 時 3 0 分から	大塔体育館
第 4 回		平成14年12月 1日(日)	午後 2 時から	中辺路勤労者体育センター
第 5 回		平成15年 1月17日(金)	午後 2 時から	ガーデンホテルハナヨ「アリーナ」
第 6 回	平成15年 2月12日(水)	午後 2 時から	ガーデンホテルハナヨ「アリーナ」	
第 7 回	平成 15 年度	平成15年 4月11日(金)	午後 1 時 3 0 分から	龍神村村民センター
管内視察		平成15年 5月 8日(木)	午前 9 時から	田辺広域合併協議会構成市町村管内
第 8 回		平成15年 5月20日(火)	午後 2 時から	田辺勤労者体育センター
第 9 回		平成15年 6月14日(土)	午後 1 時 3 0 分から	ガーデンホテルハナヨ「アリーナ」
第 1 0 回		平成15年 7月12日(土)	午前 9 時 3 0 分から	ガーデンホテルハナヨ「アリーナ」
第 1 1 回		平成15年 8月 4日(月)	午後 1 時 3 0 分から	上富田文化会館
第 1 2 回		平成15年12月13日(土)	午前 9 時 3 0 分から	大塔体育館
第 1 3 回		平成16年 1月16日(金)	午後 1 時 3 0 分から	ガーデンホテルハナヨ「アリーナ」
第 1 4 回		平成16年 2月14日(土)	午前 9 時 3 0 分から	ガーデンホテルハナヨ「アリーナ」
第 1 5 回		平成16年 2月23日(月)	午後 1 時 3 0 分から	ガーデンホテルハナヨ・2 F
第 1 6 回		平成16年 3月13日(土) (予定)	午前 9 時 3 0 分から	ガーデンホテルハナヨ「アリーナ」
第 1 7 回	平成16年 3月27日(土) (予定)	午前 9 時 3 0 分から	本宮中学校体育館	

田 辺 広 域 合 併 協 議 会

646-0036 田辺市上屋敷一丁目6 - 7

( N T T 西 日 本 田 辺 ビ ル 別 棟 )

Tel 0739-26-9160 Fax 0739-26-9164

E-mail: [info@tanabe-kouiki.gappeikyo.jp](mailto:info@tanabe-kouiki.gappeikyo.jp)

平成16年2月23日
第15回田辺広域合併協議会
協議第51号
資料

# 市町村建設計画（案）

平成16年2月

田辺広域合併協議会

## 目 次

1 . はじめに .....	1
2 . 合併の背景と必要性 .....	2
( 1 ) 少子高齢化社会の進展 .....	2
( 2 ) 国・地方を通じた厳しい財政状況と地方自治制度の改革 .....	2
( 3 ) 地方分権の進展と地域間競争時代の到来 .....	3
( 4 ) 住民ニーズの高度化・多様化 .....	4
3 . 新市の現況 .....	5
( 1 ) 位置と地勢 .....	5
( 2 ) 土地利用 .....	8
( 3 ) 気 候 .....	9
( 4 ) 人 口 .....	10
4 . 新市づくりの基本方針 .....	14
( 1 ) 新市の将来像 .....	14
( 2 ) 新市づくりの柱 .....	16
5 . 新市づくりの特徴的施策 .....	18
( 1 ) 新市 “ 創造 ” プロジェクト .....	18
( 2 ) 主要施策 .....	27
6 . 新市における和歌山県事業の推進 .....	39
7 . 公共的施設の統合整備と適正配置 .....	40
8 . 財政計画 .....	41

## 1. はじめに

市町村は、住民に最も身近で基礎的な自治体として、福祉、教育、社会基盤整備など住民に密着した行政サービスの提供や特色ある地域づくりにおいて重要な役割を果たしています。

現在の市町村は、そのほとんどが、明治22年に近代的な地方自治制度である市制・町村制が施行されたことを受け、その時代の要請に応えるため、「明治の大合併<sup>1</sup>」、「昭和の大合併<sup>2</sup>」により、行財政基盤を強化し、行政サービスを提供してきました。

しかし、現在の市町村を取り巻く社会経済情勢は、まさに激動の真只中にあり、厳しい状況に対処し、将来にわたる地域の維持・活性化のためには、合併による市町村の行財政基盤や行政サービス体制の強化が求められています。

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づく市町村建設計画として、田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の合併後の平成17年度から平成26年度までの10か年の新市づくりの基本方針を定めるとともに、その基本方針に基づく新市づくりのための施策などを示すものです。

---

<sup>1</sup> 明治の大合併: 戸籍や小学校などの事務処理をするため、300～500戸を標準として、内務大臣訓令によって強制的に合併が進められた。

<sup>2</sup> 昭和の大合併: 社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの事務処理をするため、新制中学が合理的に運営できる規模である人口8,000人を標準として合併が促進された。

## 2. 合併の背景と必要性

### (1) 少子高齢化社会の進展

我が国の少子高齢化は、先進国に例を見ないスピードで進行し、地方においては、少子高齢化は大都市に比べ数年から十数年進んでいると言われていています。加えて、平成10年代後半をピークに我が国の人口が減少するという予測がなされています。

少子高齢化は、労働力人口の減少と経済成長への影響、現役世代の負担の増大など、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されており、人口が増加し、経済が成長するという右肩上がりを前提とした従来までの社会構造や制度を抜本的に見直すことが求められています。

平成12年の国勢調査によると、5市町村の老年（65歳以上）人口比率は22.7%と全国平均の17.3%と比較して高く、市町村別では、20.2%から37.3%まで差があり、全国平均に比べ10年程度高齢化が進んでいると言えます。

現在の自治体のままでは行政サービスの水準の維持も困難になることが予測されることから、合併により、人口減少や世代構成の市町村間の較差を緩和し、共に支え合う形で行政サービスの水準の維持・充実に努める必要があります。

### (2) 国・地方を通じた厳しい財政状況と地方自治制度の改革

長期にわたり低迷を続ける経済の再生と、国・地方合わせて686兆円という大幅な財政赤字と膨張する債務の削減、さらには、国・地方合わせて153兆円の歳出に対し税収が85兆円という収支ギャップの解消等を図るため、現在、国において「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」等に基づき聖域なき構造改革が進められています。

中でも、地方自治体の財政を支えてきた地方交付税制度<sup>3</sup>については、事業費補正<sup>4</sup>の縮小、段階補正<sup>5</sup>の見直し、留保財源<sup>6</sup>率の見直し等といった厳しい制度改革が進められ、国全体の地方交付税額は、平成13年度は対前年度比5.0%減、平成14年度は4.0%減、平成15年度は7.5%減となっています。

5市町村の普通交付税額は、平成12年度約147億円に対し、平成15年度は約124億

<sup>3</sup> 地方交付税制度：地方自治体間で較差が生じる地方財源の均衡化を図り、地域に必要な一定水準の行政サービスを確保し、地方行政の計画的な運営を保証するために、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を基本に国が地方自治体に対して交付する制度。

<sup>4</sup> 事業費補正：当該年度の実施事業費や、事業実施のために借入れた地方債の後年度の元利償還金(返済)額に対して、一定の割合を普通交付税として市町村に交付する制度。

<sup>5</sup> 段階補正：地方交付税の算定指標の一つである基準財政需要額の算出における単位費用(標準的な行政の必要経費を算出し、標準的な人口10万人や面積160km<sup>2</sup>で割ったもの)を人口規模に応じて補正すること。

<sup>6</sup> 留保財源：地方税の一定割合(道府県80%、市町村75%)を交付税算定の際に基準財政収入額に算入した残り(道府県20%、市町村25%)のこと。

円で、3年間で約16%の減少となっており、地方交付税にたよっている当地域の自治体にとって一段と厳しい状況となっています。

さらに、平成18年度を目標とする「三位一体の改革」では、概ね4兆円を目途とした国庫補助負担金の廃止・縮減、交付税の財源保障機能全般について見直し縮小、廃止された国庫補助負担事業のうち地方での継続実施が必要な事業にかかる所要の税源移譲を含む税源配分の見直しが具体的に進められようとしており、中でも、地方交付税額は、平成18年度までに平成2～3年度の水準まで削減（対12年度比で約40%減）することが検討されていると言われています。

また、基礎的自治体の規模・能力の充実を図るため、人口1万人未満の小規模市町村等について、都道府県が合併に関する構想を策定し、合併に関する勧告を行うといった具体的な内容が第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」に盛り込まれており、現行合併特例法失効後の新法の具体的な検討が進められています。

このように、今後ますます厳しくなる地方制度改革に対応していくためには、財政支援措置のある現行の合併特例法の期限内の合併により、自治体としての一定の規模を確保し行政体制の強化を図るとともに、行財政運営の効率化を図る必要があります。

### （3）地方分権の進展と地域間競争時代の到来

地方分権一括法は、全国画一の統一性と公平性を重視してきたこれまでの「中央主導の画一的で縦割りの行政システム」を地域社会の多様な個性を尊重する「住民主導の個性的・総合的な行政システム」へ改革することを目的に制定され、機関委任事務の廃止や自治体への権限委譲、財源配分、自治体権能の見直しなど具体的な政策の転換が急速に進行しています。

また、国づくりの政策も「国土の均衡ある発展」から「個性ある地方の発展」に政策の基本方向が大きく転換されてきており、「地域の創意と工夫の発揮と知恵とアイデアの地域間競争」の時代を迎えていると言えます。

こうしたことから、今後の自治体の運営にあたっては、自己決定・自己責任の原則のもと、情報の収集・管理・分析や調査・研究に基づき、政策の立案・実施・評価など、いずれの面をとっても高度な専門知識をもって組織的な取り組みを行う体制を整備することが求められており、合併により、行政サービス体制の充実・強化を図る必要があります。

#### (4) 住民ニーズの高度化・多様化

少子高齢化、情報化、国際化、地球環境問題、循環型社会の形成、男女共同参画社会の形成など、時代の進展とともに住民ニーズは高度化・多様化してきており、今後も、そうした傾向が続くと予測されています。

しかしながら、現在の地方自治制度において、市町村の規模の大小にかかわらず住民に提供すべきサービスは基本的に違いがないため、人口の少ない市町村ほど1人の職員が多くの業務を抱えているのが現状で、新たな住民ニーズに対応していくことが困難な状況にあります。加えて、厳しい財政状況の中、行政のスリム化も要請されています。

こうした状況の中、行政をスリム化しながら、住民ニーズの高度化・多様化に対応していくという二律背反する課題に対処していくためには、現在の市町村のままでは限界があり、合併により、それらの両立を図る必要があります。

また、NPO<sup>7</sup>、ボランティア、自治会、地域づくり団体などの住民活動が近年活発化してきており、厳しい社会経済情勢と相まって、より一層の住民参画型のまちづくりが要請されており、住民と行政の協働のシステムづくりを進める必要があります。

---

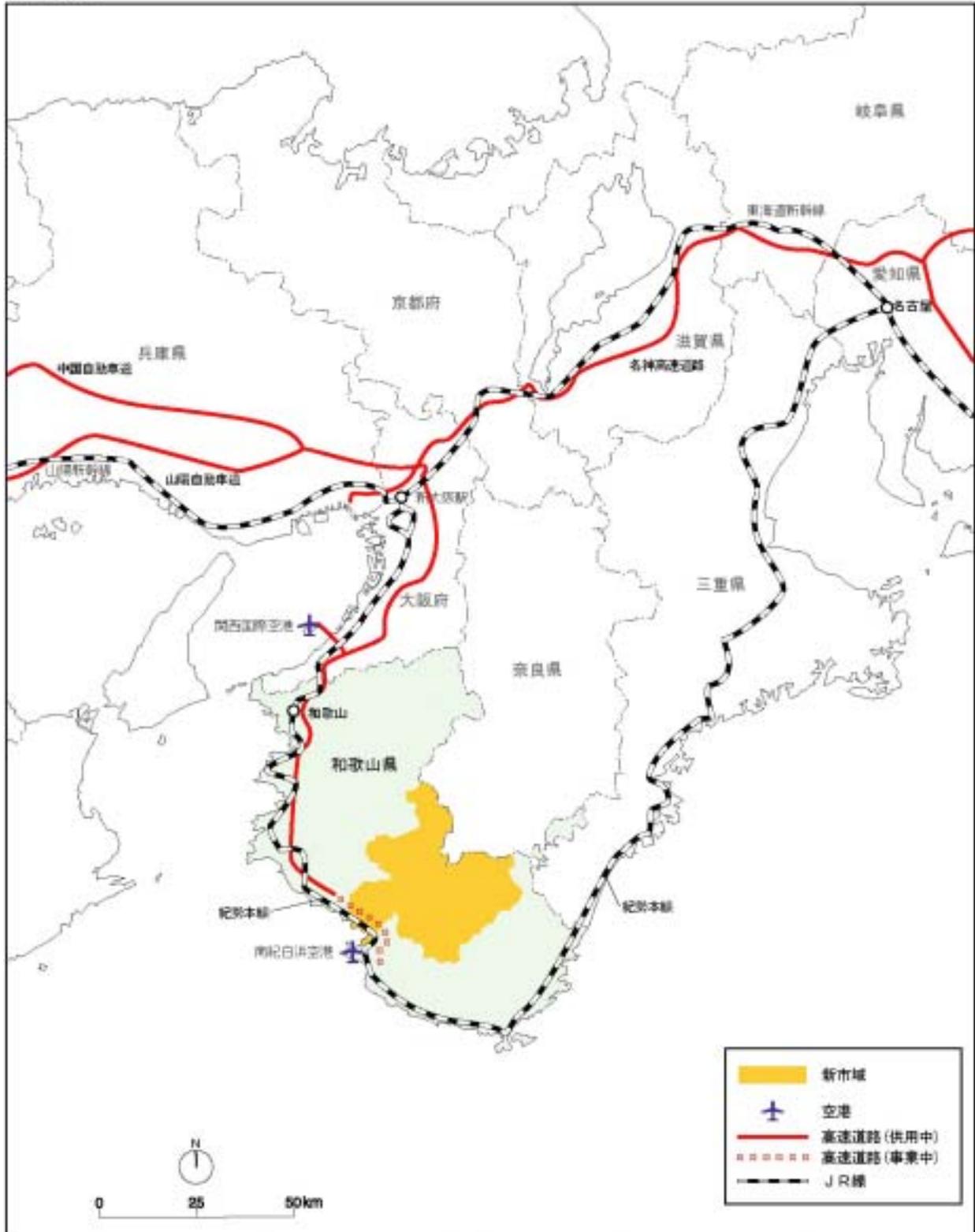
<sup>7</sup> NPO :Non-Profit Organization の略。教育、文化、医療、福祉など様々な社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織。

## 3 . 新市の現況

### (1) 位置と地勢

- 新市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置しており、南部町、南部川村、印南町、美山村、清水町、奈良県野迫川村・十津川村、熊野川町、古座川町、日置川町、上富田町、白浜町と接し、新市は、東西約4.5km、南北約4.6kmで、総面積は1,026㎢あり、和歌山県全域(4,725㎢)の2割を超える県下最大の広大な面積を有しています。
- 西よりの海岸部に中心都市・田辺市があり、都市的地域を形成しています。田辺市の北東側の龍神村、大塔村、中辺路町、本宮町の2町2村が中山間地域を形成しています。
- 水系では、主に日高川水系、富田川水系、日置川水系、熊野川水系の4水系、郡域では日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡の3郡にまたがる広大な圏域です。
- 地域内の道路網は、中心都市の田辺市から国道311号で大塔村、中辺路町、本宮町につながっています。龍神村は、県道田辺龍神線で田辺市と、県道龍神中辺路線で国道311号の沿線町村とつながっています。さらに、田辺市から京阪神地域・関西国際空港までは約2時間、白浜空港から東京までは約1時間の時間距離にあります。特に、高速道路がみなべインターチェンジまで開通したことによって京阪神地域との時間距離がより短縮されています。
- このように、広大な面積と4つの水系により構成されるという地勢的な状況からして、一体性や利便性を図るためには道路網や情報通信基盤の整備と効率的でバランスのとれた行政機能の配置が重要な課題であると言えます。

位置図



地域構造図

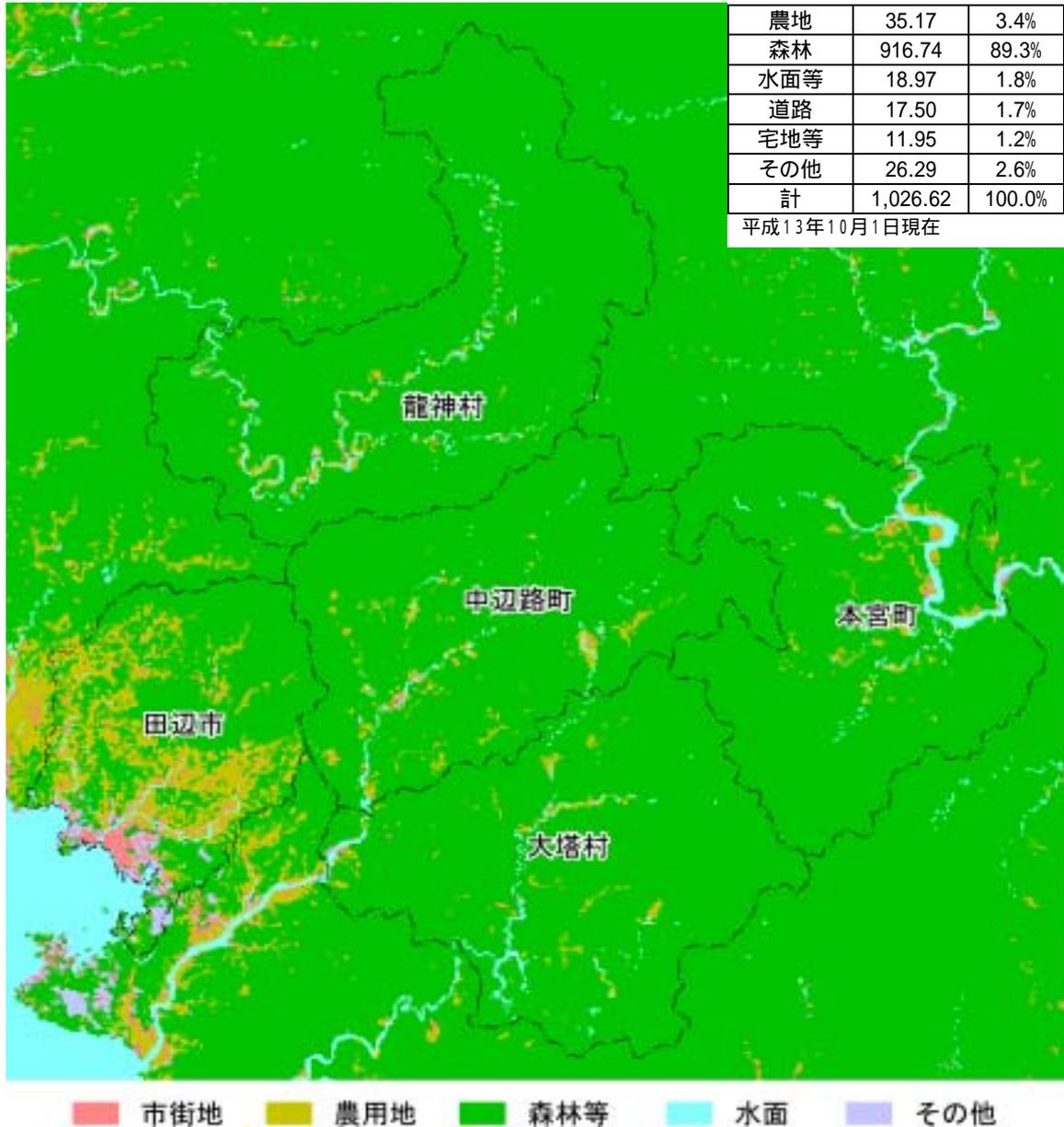


## (2) 土地利用

土地利用の現況は、全体面積の89.3%を山林が占めています。続いて農地は3.4%、宅地は1.2%、その他の土地利用は2.6%となっており、平野が少なく、海岸部からすぐ山岳地帯へ移行しているという状況にあります。

土地利用現況図

(単位: km<sup>2</sup>)



### (3) 気 候

気候は、海岸部の田辺市の温暖多雨な太平洋型気候から、紀伊山地に属する諸山岳が連続する山間地である龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町などの寒暖の差が激しい内陸型の気候まで広範囲にわたっています。年間平均気温は13.5～17.2℃、年間降水量は1,638～2,749mm、年間日照時間は1,378～2,047時間とかなりの地域差が見られます。

#### 気象状況

観測所種別	年平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	年間日照時間 (時間)	年間降水量 (mm)
龍神地域気象観測所	13.5	34.2	-5.9	1,378	2,749
栗栖川地域気象観測所	14.5	34.9	-5.7	1,764	2,379
白浜地域気象観測所	17.2	33.7	-1.2	2,047	1,638

※過去15年（昭和63年～平成14年）の平均値

資料：気象庁

## (4) 人 口

### 総人口および年齢別人口

人口は、平成12年の国勢調査では85,646人で、過去からの人口推移は、わずかな増減があるものの一定の規模を維持しています。中心都市である田辺市が70,360人で、全体の82.2%を占めています。田辺市の人口は、ほぼ横ばいですが、山村地域の町村については、過疎化が進んでいます。将来の推計人口については、30年後の平成42年には約68,620人となり、約1万7千人・約20%減少すると予測されます。

また、年齢別人口は、平成12年で、年少人口比率が15.7%と全国平均14.6%より高くなっていますが、生産年齢人口比率が61.5%と全国平均67.9%より低く、逆に老年人口比率が22.7%と全国平均17.3%と比較して高く、10年程度高齢化が進んでいると言えます。市町村別では、老年人口比率が20.2%から37.3%まで差があり、過疎町村は全て30%を超えています。

人口減少や高齢化の傾向は続くものと予想され、特に山村地域の過疎町村の高齢化はさらに進むものと考えられます。

新市においては、人口減少や世代構成の市町村間での較差を緩和し、共に支え合う形での行政サービスの維持に努めるとともに、高齢者施策や子育て支援等の対応が求められます。

### 市町村別人口の推移

市町村名	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
田 辺 市	69,575	70,835	69,859	70,246	70,360	82.2%
龍 神 村	5,353	5,110	4,847	4,642	4,461	5.2%
中辺路町	4,636	4,343	4,027	3,863	3,710	4.3%
大 塔 村	3,512	3,351	3,181	3,285	3,246	3.8%
本 宮 町	5,054	4,624	4,229	4,123	3,869	4.5%
計	88,130	88,263	86,143	86,159	85,646	100.0%

資料：国勢調査

## 人口の推移

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	全国 (H12)
総 人 口	88,130	88,263	86,143	86,159	85,646	
年少人口 (14 歳以下)	20,569 23.3%	19,055 21.6%	16,299 18.9%	14,544 16.9%	13,418 15.7%	14.6%
生産年齢人口 (15～64 歳)	56,509 64.1%	56,919 64.5%	55,599 64.5%	54,618 63.4%	52,710 61.5%	67.9%
老年人口 (65 歳以上)	11,052 12.5%	12,281 13.9%	14,185 16.5%	16,988 19.7%	19,483 22.7%	17.3%

資料：国勢調査

## 市町村別年齢 3 区分人口比率

区 分	田辺市	龍神村	中辺路町	大塔村	本宮町
年少人口比率	16.1%	14.5%	12.1%	14.8%	13.4%
生産年齢人口比率	63.6%	51.6%	52.8%	54.4%	49.3%
老年人口比率	20.2%	33.9%	35.1%	30.8%	37.3%

資料：国勢調査（平成 12 年）

## 推計人口の推移

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年
総 人 口	84,457	82,412	79,561	76,114	72,433	68,620
年少人口 (14 歳以下)	12,571 14.9%	11,969 14.5%	11,123 14.0%	10,118 13.3%	9,174 12.7%	8,436 12.3%
生産年齢人口 (15～64 歳)	51,038 60.4%	48,652 59.0%	45,552 57.3%	43,185 56.7%	40,943 56.5%	38,317 55.8%
老年人口 (65 歳以上)	20,846 24.7%	21,791 26.4%	22,891 28.8%	22,813 30.0%	22,316 30.8%	21,870 31.9%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「小地域簡易将来人口推計システム」利用

## 就業人口

産業別の就業人口比率は、平成12年で、第1次産業が14.4%で全国平均5.0%と比較して極めて高く、第2次産業が23.0%で全国平均29.5%より低く、第3次産業が62.1%で全国平均64.3%より若干低く、全国平均に比べると第1次産業の比率が高い地域と言えます。

また、就業人口は、第1次産業が減少傾向で、第2次産業は平成7年から減少傾向に、第3次産業は増加傾向にあり、就業人口全体は年々増加傾向で推移していましたが平成12年には減少し、それに伴い就業人口比率も下降しています。

新市においては、若者の定住を図るため、産業の振興や就労場所の拡充が求められます。

### 産業別就業人口の推移

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	全国(H12)
就業人口	39,545	40,485	40,827	42,702	41,186	
就業率(%)	44.8%	45.5%	47.1%	49.4%	47.9%	
第1次産業	8,339	8,026	6,912	6,737	5,949	5.0%
	22.1%	19.8%	16.9%	15.8%	14.4%	
第2次産業	8,366	8,621	9,523	10,127	9,484	29.5%
	21.2%	21.3%	23.3%	23.7%	23.0%	
第3次産業	22,805	23,783	24,353	25,805	25,579	64.3%
	57.7%	58.7%	59.6%	60.4%	62.1%	

資料：国勢調査

## 市町村別の産業大分類別就業人口

	田辺市	龍神村	中辺路町	大塔村	本宮町	計
農業	4,404	312	292	154	51	5,213
	12.7%	14.9%	17.6%	10.9%	3.5%	12.7%
林業	112	73	46	78	64	373
	0.3%	3.5%	2.8%	5.5%	4.4%	0.9%
漁業	350	6	6	-	1	363
	1.0%	0.3%	0.4%	-	0.1%	0.9%
第1次計	4,866	391	344	232	116	5,949
	14.1%	18.7%	20.7%	16.4%	8.1%	14.4%
鉱業	4	5	4	-	2	15
	0.0%	0.2%	0.2%	-	0.1%	0.0%
建設業	3,651	366	204	164	227	4,612
	10.6%	17.5%	12.3%	11.6%	15.8%	11.2%
製造業	4,068	248	249	182	110	4,857
	11.8%	11.9%	15.0%	12.9%	7.6%	11.8%
第2次計	7,723	619	457	346	339	9,484
	22.3%	29.6%	27.5%	24.5%	23.5%	23.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	265	11	7	3	6	292
	0.8%	0.5%	0.4%	0.2%	0.4%	0.7%
運輸・通信業	1,593	67	79	62	42	1,843
	4.6%	3.2%	4.8%	4.4%	2.9%	4.5%
卸売・小売業、飲食店	8,687	266	202	191	216	9,562
	25.1%	12.7%	12.2%	13.5%	15.0%	23.2%
金融・保険業	803	17	6	9	11	846
	2.3%	0.8%	0.4%	0.6%	0.8%	2.1%
不動産業	240	-	4	2	-	246
	0.7%	-	0.2%	0.1%	-	0.6%
サービス業	8,958	605	462	462	607	11,094
	25.9%	28.9%	27.8%	32.7%	42.2%	26.9%
公務	1,276	116	97	105	102	1,696
	3.7%	5.5%	5.8%	7.4%	7.1%	4.1%
第3次計	21,822	1,082	857	834	984	25,579
	63.1%	51.7%	51.6%	59.1%	68.3%	62.1%
分類不能	171	-	2	-	1	174
	0.5%	-	0.1%	-	0.1%	0.4%
総合計	34,582	2,092	1,660	1,412	1,440	41,186

資料：国勢調査（平成12年）

## 4 . 新市づくりの基本方針

### (1) 新市の将来像

#### 自然と歴史を生かした 新地方都市の創造 ～ 協働と交流による自立した新市をめざして～

新市は、協働と交流によって、自然や歴史をはじめとする多様な地域資源を磨き上げ、自立した新市づくりをめざす『自然と歴史を生かした 新地方都市の創造』を進めます。

「新地方都市」とは、基本的に社会経済活動における効率性・利便性を重視し、新しいものを追求する価値観と、自然のリズムや多様な地域資源、歴史を再認識し、万事手間隙をかけて物事を深く追求する価値観が、お互いの必要性や良さを認め合い、尊重し合い、また、競い合いながら共存するという基本理念です。

新市の将来像『自然と歴史を生かした 新地方都市の創造』は、この基本理念を踏まえ、5市町村の中にある自然、歴史、文化など人々の心と体を癒す地域資源が豊かな山村地域と、都市的サービス、交通・情報通信など県南部の都市的機能の中核を担う都市的地域が、一体化することによって、住民一人ひとりの価値観に応じたより良い生活をおくることのできる新しい地方都市を、合併を契機として新市の住民の力を結集して創り上げていこうというものです。

新市は、神秘的で奥深い森林・渓谷、景観の良い海岸などの豊かな自然とそこから生み出される新鮮で豊富な海山川の幸、世界遺産登録を目指す熊野古道・熊野本宮大社に代表される歴史・文化、龍神温泉や湯の峰・川湯・渡瀬温泉をはじめとする温泉、ウォーキング、山歩き（トレッキング）、キャンプ、カヌー、海釣り、溪流釣りなど自然を生かした多種多彩な活動や遊び、地域資源を活かした農業・林業・水産業やそれらを活かした加工業、また、観光リゾート産業、中心都市・田辺市に集積している商業・飲食業や金融・医療・文化・行政機関などの都市的サービスなどの地域資源を有しています。

また、近隣地域には、紀南の観光拠点である白浜温泉をはじめ、マリンスポーツの拠点である枯木灘などの地域資源もあります。加えて、中心都市・田辺市からは、京阪神地域や関西国際空港に2時間、首都圏には飛行機で1時間という時間距離で結ばれ、将来の高速道路の南伸などにより、さらなる交流が期待できます。

自然や歴史などの資源が豊かな山村地域と、県南部の都市的機能の中核を担う都市的地域を有する新市は、『新地方都市』として飛躍する可能性を秘めています。

こうした現状や可能性を内包する一方、少子高齢化社会の進展や住民ニーズの高度化・多様化、厳しい経済情勢や国・地方の財政状況、さらには地方分権時代の地域間競争といった当地域を取り巻く社会経済情勢は大変厳しく、時代は大きな転換期にあります。加えて、20世紀の物質的な豊かさを求める社会から、21世紀は心の豊かさを求める社会に変わりつつあり、新市には多くの人が求める豊かでゆとりのある多様な暮らしがあります。そうした地域に住むことの喜びと誇りを持ち、厳しい時代の新たなまちづくりを進めていくことが今求められています。

そのためには、新市のみならず、近隣地域も含めた多様な地域資源を今までより以上に有機的に連携させ、行政運営あるいは経済活動や住民活動において、一体的・効率的な取り組みを進め、新市の様々な分野における総合力を充実・強化するとともに、住民一人ひとりが、自分たちのまちの素晴らしさを再認識し、あるいは発掘し、そして、それらの資源を手間隙を惜しまず磨き上げ、情報発信することによって、住む人が満たされ、訪れる人が癒され住みたくなる、より魅力的なまちを創造していく必要があります。

さらに、「創造」を進めていく上で基本的に大切なことは、地域内の住民、企業、行政が、パートナーシップ（対等な協力関係）の精神に立ち、役割分担と連携をしながら地域資源を磨き上げる「協働」です。また、観光リゾートで地域を訪れる人々、都市と農山漁村との交流やUJIターン<sup>8</sup>、地域ゆかりの人々とのつながり、地域の振興に資する知恵や技術など、人・物・情報との「交流」も同様に「創造」を進めていく上で大切なことです。「協働」によって新たな「交流」が生まれ、また、「交流」によって新たな「協働」が生まれます。この相乗効果によって、自立した新市づくりをめざします。

---

<sup>8</sup> UJIターン：永住を前提として、就労や生活の場所を大都市圏から地方へ移動することの総称。Uターン・Iターンは、地方で育った大都市圏の人が地方へ移動することで、Iターンは、大都市圏で育った人が地方へ移動すること。

## (2) 新市づくりの柱

新市の将来像『自然と歴史を生かした 新地方都市の創造』のため、「活力ある利便性の高い新市づくり ～産業振興と交通・情報通信～」、「安全で快適な暮らしができる新市づくり ～防災と環境～」、「元気で安心して住み続けられる新市づくり ～教育と福祉～」の3つの柱を施策の基本とし、その3つの柱を支える「住民参画と行政改革による新市づくり」の取り組みを合わせ、総合的に新市づくりを進めます。

### 活力ある利便性の高い新市づくり ～産業振興と交通・情報通信～

地域の活力を持続し、魅力ある地域とするため、住民生活を営む上での基礎となる産業の振興と交通・情報通信基盤の整備充実に努めます。

- 第1次、第2次、第3次の各産業間の有機的な連携・一体化により産業構造の強化を図ります。
- 安全で安心な農産物、水産物の供給体制の整備や高付加価値化等の促進、林業の生産性の向上、森林の整備、公益的機能の保全等により農林水産業の振興を図ります。
- 緑の雇用事業等を活用して、後継者やU J I ターン者の就労場所の拡充に努めます。
- 事業意欲に富んだ地元の事業所や事業者等の新事業への挑戦や新分野への進出等を支援します。
- 自然や歴史など新市の豊かで多様な資源を生かした観光の充実・強化を図ります。
- 産業の振興と新市の一体性を高め住民生活の利便性向上のため、道路網や情報通信基盤の整備充実に努めます。

### 安全で快適な暮らしができる新市づくり ～防災と環境～

全ての人にとって住みよい、住み続けたい新市づくりをめざし、安全で快適な居住環境づくりに努めます。

- 「今後30年以内の地震発生確率が40%程度」とされた南海地震など大規模災害に対応した防災対策の確立に努めます。
- 生命と財産を守る救急医療体制や消防防災体制の整備に努めます。
- 水源涵養、環境保全、災害防止などの公益的機能を有する森林資源をはじめとした自然環境の保全、整備を進めます。
- 廃棄物等処理対策、水処理対策に取り組みます。
- 住民に良質の飲料水を供給するための水道施設等の整備に努めます。
- 公営住宅の適切な配置、管理、整備に取り組みます。

## 元気で安心して住み続けられる新市づくり ～教育と福祉～

子供から高齢者・障害者まですべての人々が安心して暮らせ、いきいきと元気に活動できる新市づくりに努めます。

- 高齢者・障害者福祉については、在宅や施設における介護サービス等の充実とともに、元気高齢者の活動の場づくり、障害者の自立と社会参加の促進、福祉サービスへの民間活力の導入促進等に努めます。
- 次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の充実に努めます。
- 病気の早期発見・早期治療だけでなく、病気を予防するための生活習慣の改善、また、社会保険紀南総合病院の整備・充実、各診療所と地域中核病院との連携を図ります。
- ふるさとを大切にすることを育み、ふるさとの歴史・文化等に愛着と誇りを持ち、さまざまな活動に生かすことのできる人づくりを生涯学習・学校教育・社会教育の各分野において進めるとともに、教育文化施設の整備を進めます。
- 熊野古道や熊野本宮大社の世界遺産登録に鑑み、地域の歴史・伝統・文化資源の保存・継承に努めます。
- 人権尊重と男女共同参画の意識づくり等に努めます。

## 住民参画と行政改革による新市づくり

行政の効率化と住民ニーズの高度化・多様化等に総合的に対処していくため、住民と行政の協働のシステムづくりを進めるとともに、行財政基盤の充実・強化等に努めます。

- NPO、ボランティア、自治会、地域づくり団体等と行政の協働のシステムづくりに努めます。
- 厳しい財政状況の中でも確実に行政責任を果たしていけるよう、行政改革や健全な財政運営を行うとともに、住民ニーズに対応していける人材の育成や組織体制の見直し等に取り組めます。

## 5 . 新市づくりの特徴的施策

新市の将来像『自然と歴史を生かした 新地方都市の創造』に向け、「活力ある利便性の高い新市づくり ～産業振興と交通・情報通信～」、「安全で快適な暮らしができる新市づくり ～防災と環境～」、「元気で安心して住み続けられる新市づくり ～教育と福祉～」の3つの柱と「住民参画と行政改革による新市づくり」をあわせ、総合的に施策を推進します。

中でも、新市“創造”プロジェクトについては、新市の将来像の実現のため、産業経済や地域の活性化、そして、その成果が就労場所の拡充や若者等の定住等につながり、官民が協働として取り組む重要な事業群です。

### (1) 新市“創造”プロジェクト

#### 観光グレードアップ・プロジェクト

観光は、宿泊、運輸、飲食、産品をはじめ幅広い分野に関わりのある総合的かつ複合的な産業戦略です。農林水産業や製造業が海外や他地域との競争で苦戦する中、観光は、21世紀の地域経済を支える産業戦略の大きな柱として期待されています。つまり、「業」につながる観光が、今まで以上に求められる時代であると言えます。

また、国においては、訪日外国人旅行者の増加、経済や地域の活性化等を目的とした観光立国政策「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を推進しています。

しかしながら、観光による地域振興の取り組みは全国的に行われており、新市において、観光による地域の活性化のためには、全国・全世界に通用する観光地としてのブランドを強化する必要があります。

観光の語源は、中国の古典『易経』の「観国之光（国の光を観る）」にあると言われていています。「国の光を観る」は、現代では、国や地域の自慢できるところを観ることと解釈できます。新市を含めた紀南地方には、自然、歴史、文化、生活、産業という地域の光があります。これらに、手間隙を惜しまず磨きをかけ、光を増やしていくことが、観光の振興の基本であり、地域及び産業の振興につながります。

そのため、世界遺産、温泉、食文化等新市が誇れる資源を最大限に活かす観光振興戦略プランを作成し、それに基づき、官民の役割分担のもと、他の地域より満足度の高い、魅力ある地域としてグレードアップしていくための取り組み（観光メニューの充実、地域の連携強化、受け入れ体制の充実、観光の情報発信の強化）を積極的に進めていきます。また、行政においては、観光担当課の強化による観光振興戦略体制の確立を図るとともに、（仮称）観光振興基金を創設し、観光振興の取り組みを支援します。

【プロジェクトの具体的な取り組みのイメージ】

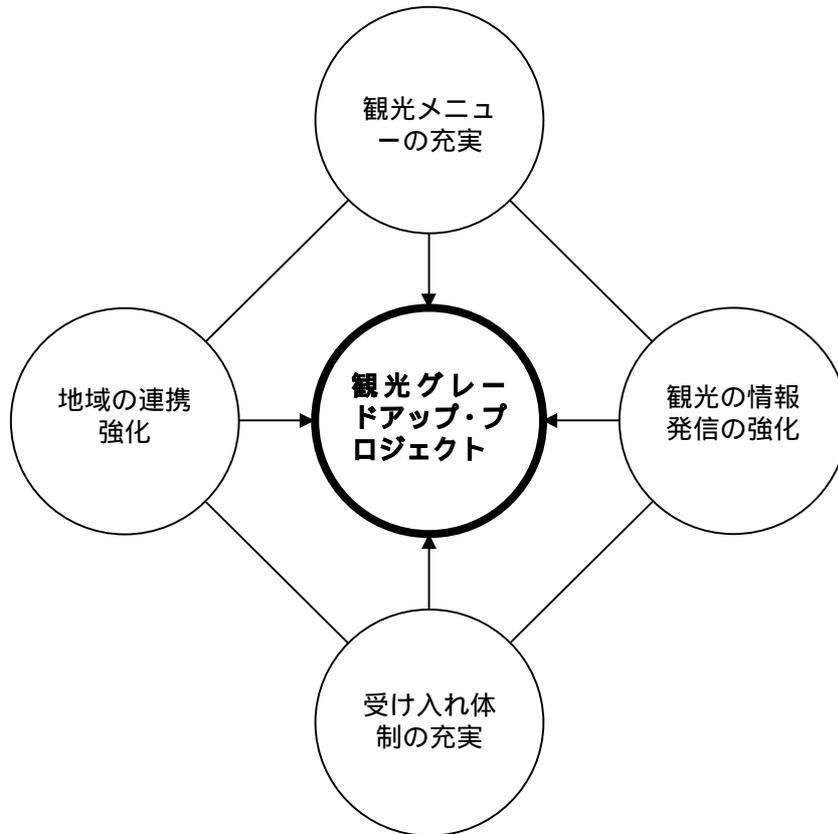


図 「観光グレードアップ・プロジェクト」

・観光メニューの充実

- 宿泊、運輸、飲食、産品販売等の各業種及び各産業における顧客満足度の調査、旅行代理店や旅行関連出版社等による観光メニューの評価等による市場分析能力の強化。
- 自然や世界遺産の登録物件など観光資源の保全。
- 先進地の成功事例等や観光事業の専門家の知恵やノウハウを活用することによる、料理、土産、サービス、イベント、情報提供ツールなど観光関連の幅広い分野での内容等の見直し。
- 世界遺産、温泉、食文化等、新市が誇れる資源を生かし、「見たい」「買いたい」「味わいたい」「体験したい」といった魅力的な観光資源の開発・創出。

・地域の連携強化

- 観光協会の連携・統合による市場戦略能力、企画運営能力、PR能力等の向上。
- 観光ガイド団体、観光関連業者等の連携強化の促進。

- 周辺地域とも連携した、テーマ別（春夏秋冬、日帰り、中短期宿泊、周遊、体験、学習、世界遺産、湯治、スポーツなど）や対象者別（家族、若者、中高年、高齢者、外国人など）の観光メニューの複合化や観光コースの充実強化。

### 受け入れ体制の充実

- 新市の玄関口に当たるJR紀伊田辺駅前でのビジターセンターの整備・充実。
- 「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録に係る拠点施設としての機能も有する（仮称）本宮ビジターセンター整備。
- ビジターセンターの運営体制の充実と、観光ガイド団体や各施設、観光関連業者との連携強化によるツアーデスク（観光支援）機能の充実。
- ビジターセンターとの連携強化等による道の駅の充実。
- 語り部、体験観光インストラクター（指導員）など観光ガイド団体等の育成。
- ホスピタリティ（温かく迎え入れる心）にあふれた観光関連産業の従業員や住民の育成。
- 路線バス、コミュニティバスの運行路線や運行時刻の見直しによる域内移動の利便性向上。
- 観光地におけるトイレや駐車場の整備、案内板や標識の整備、熊野古道散策時の車の移動など観光客の利便性向上に資する施設の整備やサービスの提供。
- 本宮大社周辺の街並み環境整備事業による熊野の歴史と自然を味わえる空間の整備。

### 観光の情報発信の強化

- パソコンはもとより、携帯電話での利用も視野に入れ、インターネット技術を活用して、観光客が行き先を選び、プランを考える段階から、滞在中における必要な情報入手等にまで対応できる観光情報システムの充実・強化。
- マスコミと連携・協力した、地域のイメージアップ戦略の構築と全国への効果的な情報発信・PR。
- ファンクラブや会員制度などによる対象者を絞った魅力的な情報の発信。
- 従来型の観光パンフレットのみならず、グルメ、土産など観光客の視点を大切にしたい、訴求力のあるテーマ別のパンフレットの作成。

## **第1次産業を核とした定住促進プロジェクト**

過疎化・高齢化が進む山村地域の維持・活性化は大きな課題です。一般的に、過疎化・高齢化が進む原因には、就労場所がない、生活の利便性が都市的地域に比べて低い等があると言われてしています。

近年、価値観の多様化に伴い、自己実現のため、地方に新天地を求める都市生活者も全国的に徐々に増えつつあり、全国には、地元主導あるいは官民協働によりU J I ターンの受け入れを成功させた地域もあります。

こうした人々が定住することで、絶対数は少なくとも、過疎化・高齢化の進む地域の維持・活性化に有形無形の効果を生み出しています。

また、和歌山県では、都市から地方への人口流動を図ることにより、過疎化や高齢化の進む地域を活性化しようとする「新ふるさと創り」の中核事業として、環境分野における雇用の創出と労働力の移行、地域社会の維持・再生を図ること等を目的とした「緑の雇用事業」が実施されており、さらに「農業版・緑の雇用事業」への拡大の方向にあります。

こうした、全国的な流れや県の取り組みを踏まえ、先進地の事例も参考にしながら、第1次産業を核とした定住促進の取り組み（第1次産業の活性化、緑の雇用事業等による就業支援、地域の受け入れ体制の整備、U J I ターン情報の発信）を進めます。

【プロジェクトの具体的な取り組みのイメージ】

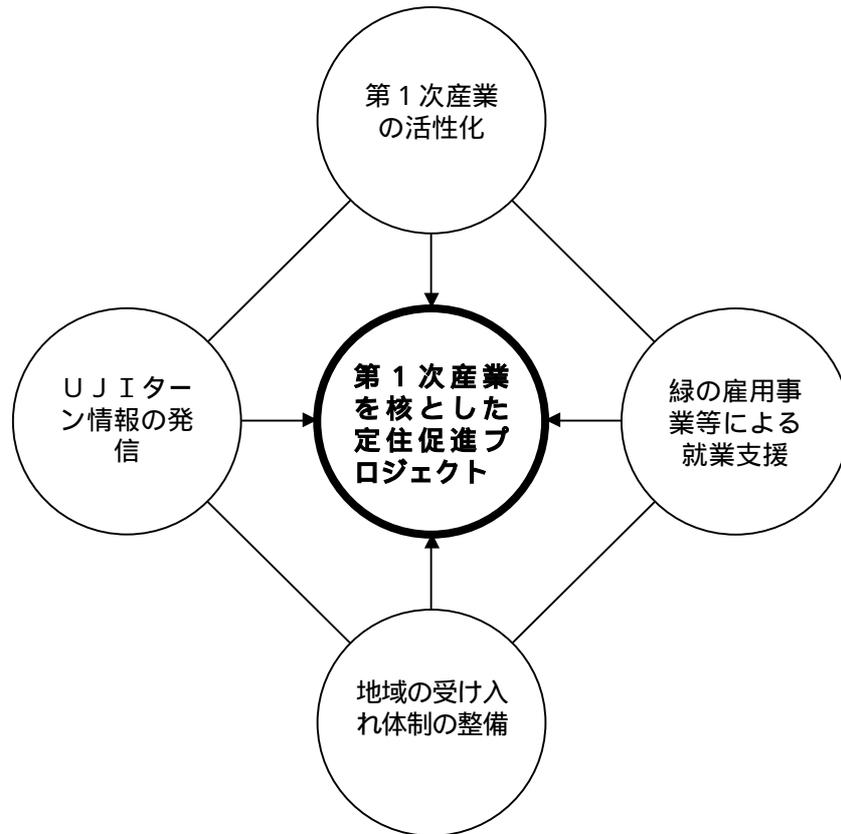


図 「第1次産業を核とした定住促進プロジェクト」

第1次産業の活性化

- 梅、みかん、備長炭、紀州材に続く、農産物、木材、水産物など第1次産品のブランド強化の促進。
- 農産物や水産物の学校給食や病院・福祉施設、また宿泊施設や飲食施設での優先使用や、地元材を使った建築の促進などの地産地消の促進。
- 生産者の顔が見え、有機や減農薬による、安全で安心感のある農産物の生産促進。
- 農産品直接販売所や産地直送販売の充実。
- 森林管理の世界的基準であるF S C<sup>9</sup>の認証取得などによる木材の市場認知度向上や販路拡大の促進。

<sup>9</sup> F S C :国際的な森林の民間認証機関である森林管理協議会 (Forest Stewardship Council A.C.)の略称。この機関の認証を取得することは、環境に配慮した森林で生み出された木材として一種のブランド的な市場価値を持つことになる。

- 木材の生産から住宅建築までの各業界が連携した「木の国の家」事業の展開・充実の促進。
- 間伐材の有効利用、地球温暖化の防止、循環型社会の構築のための木質バイオマス<sup>10</sup>利用発電実証試験事業の促進。
- 漁業経営安定化等のための資源管理型漁業や鮮度維持・品質向上の新技術導入等の促進。

#### ・緑の雇用事業等による就業支援

- 緑の雇用事業、後継者育成事業等を活用した第1次産業への就業支援。

#### ・U J I ターン情報の発信

- インターネットやマスコミなど様々なメディアを活用したU J I ターンに関する総合的な情報発信。

#### ・地域の受け入れ体制の整備

- 空き家や遊休農地等を斡旋するなど、移住者の生産活動や生活を総合的に支援する地域主導による受け入れ体制の整備。
- 定住促進住宅の整備促進。

---

<sup>10</sup> バイオマス : 間伐材、端材、枝葉などの林業廃棄物、農業や畜産の廃棄物、生ごみ、紙くずなど、植物起源の物質。

### 公益を担う官民協働プロジェクト

従来のまちづくりは、市町村が、国や県の指導、また他市町村のまちづくりも参考にしながら、住民のニーズ等に応える形で進めてきましたが、近年は、時代の進展に伴う住民ニーズの高度化・多様化により、行政サービスは拡大の一途をたどって来ました。

しかしながら、新市においては、人口減少時代への対応や厳しい財政状況に対応するための行政のスリム化が避けて通れない課題であり、それらを前提とした行財政運営を進めていく必要があります。特に、拡大した現在の行政サービスの水準を、行政だけで維持することは、極めて困難な状況になることを覚悟しておく必要があります。

一方で、地域の課題を自らの力で解決し、より良いまちづくりを進める自治会等の住民自治組織に加え、近年では、社会的な公益活動を行うNPOやボランティア等の団体が着実に増加しています。こうした、地域活動と新たな公益活動が相乗的に広がることにより、地域が元気になり、また、一人ひとりが大切にされる豊かな社会が実現するものと考えます。

このため、社会が必要とする公益的な事業やサービスは、官民協働により提供していく必要があります。それぞれの主体が創意と熱意と努力を持って、協働のまちづくりを進めていくための取り組み（官民協働意識の醸成、活動団体の支援、コミュニティビジネス<sup>11</sup>（地域事業）の支援、人材育成と人的交流の拡充）を進めます。

---

<sup>11</sup> コミュニティビジネス：高齢者等の生活や子育ての支援、環境保全、産業経済活動支援、人材育成など地域の様々なニーズや課題に対応して、住民自らが主体的に、地域の人材、ノウハウ、技術、資金などを活用して、ビジネスの手法で継続的に事業やサービスを行い、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化を目指すビジネス。

【プロジェクトの具体的な取り組みのイメージ】

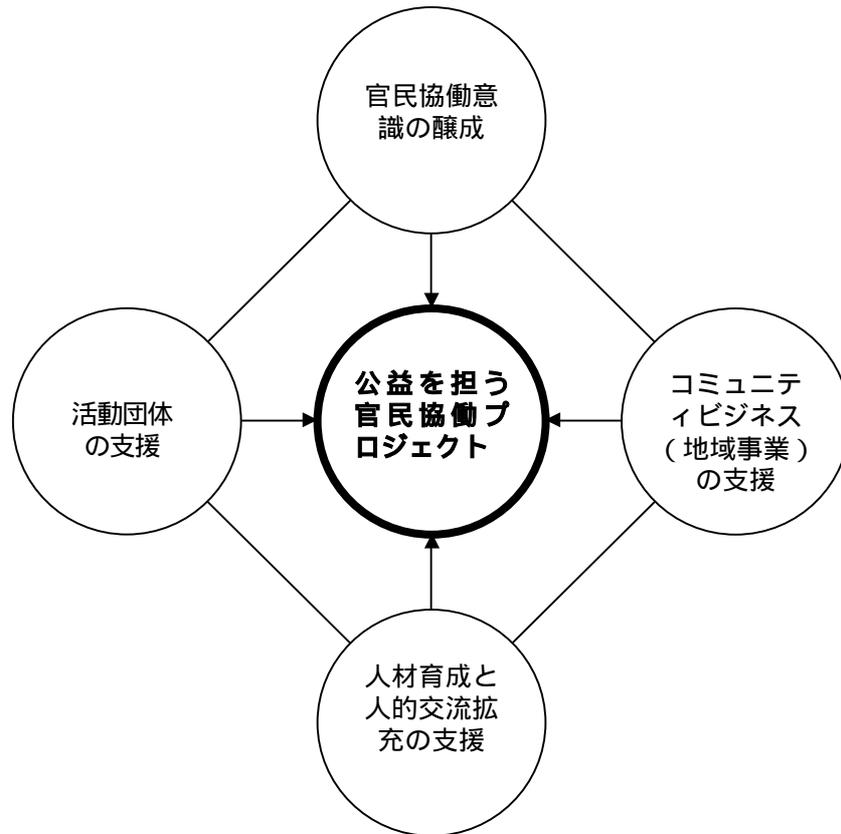


図 「公益を担う官民協働プロジェクト」

・官民協働意識の醸成

- 新市のまちづくりにおいて、各地域や各分野ごとに「知恵と力を集め、住民で出来ることは、住民自らが進め、行政はその支援を行う」、「住民自らが出来ることは住民に委ねる」といった官民協働の基本的な認識を共有するための意識の醸成に資する取り組みの推進。

・活動団体の支援

- (仮称) 市民活動支援センターを核としたNPO、ボランティア、自治会、地域づくり団体等の活動団体に対する情報提供、相談、助言、仲介、あるいは事業委託や補助金などの総合的な支援。

・コミュニティビジネス（地域事業）の支援

- 高齢者等の生活や子育ての支援、環境保全、人材育成など公益的な事業分野や地域経済活性化に資する産業経済活動分野におけるコミュニティビジネス（地域事業）の支援。

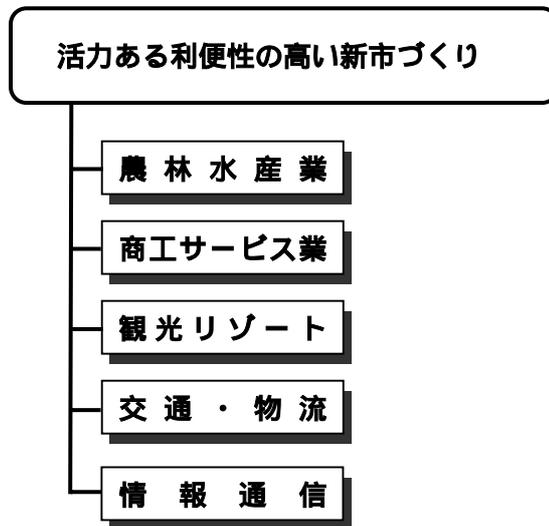
・人材育成と人的交流拡充の支援

- NPO、ボランティア、コミュニティビジネス（地域事業）、あるいは各産業の中心となるプランナー（立案者）、マネージャー（管理監督者）、コーディネーター（調整役）をはじめとする人材育成の支援。
- 南紀人材交流センター、和歌山大学きのくに活性化センター等との連携をはじめとする人的交流の拡充。
- 地場産業の構造転換や新分野進出のための産官学連携や研究開発支援。

## (2) 主要施策

### 活力ある利便性の高い新市づくり ～産業振興と交通・情報通信～

《施策の体系》



#### 農林水産業

- ・農用地、農道、道、漁港など農林水産業の基盤整備に努めます。
- ・みかん、備長炭、紀州材に続く第1次産品のブランド化の促進に努めます。
- ・農産物、木材、特用林産物、水産物の地産地消の促進に努めます。
- ・梅、みかん等農作物の優良品種への改植、新市の導入等を促進し、「高品質」、「健康」、「安全」に重点を置いた基幹農作物の振興に努めます。
- ・の生育不良対策に努めます。
- ・森林の多面的機能が発揮できるよう間伐等の森林整備促進に努めます。
- ・緑の雇用事業により、環境保全事業分野における雇用創出と地域社会の維持再生を図るとともに、農業版・緑の雇用事業も含め、恒久対策としての充実を要望します。
- ・漁業経営の安定化等のため資源管理型漁業や鮮度維持・品質向上の新技术導入等の促進に努めます。
- ・UJIターン者も含め農水産業の担い手や指導者の育成の促進に努めます。

#### 【新市で実施する主な事業】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業基盤整備事業（農村振興総合整備事業、基盤整備促進事業等）</li> <li>・林業基盤整備事業（林道〔東の川線、虎ヶ峰坂泰線、政城線、桑原野山線、小広静川線等〕、森林空間総合整備事業、林業生産性向上施設整備事業等）</li> </ul> |
| <p>【一部県事業】</p>   |

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・芳養漁港区域内集落再編整備事業（地域水産物供給基盤整備事業、漁業集落環境整備事業等）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・扇ヶ浜総合整備事業（漁港環境整備事業、海岸環境整備事業等）【県事業】</li> </ul>         |

## 商工サービス業

- ・地域産業の**変**化・**付**加価値化あるいは新分野進出のため、**取**組提供、産官学連携、研究開発等の支援に努めます。
- ・商店街を中心とした中心市街地の**再**活性化に努めます。
- ・豊かな自然環境を生かしたリゾートオフィス<sup>12</sup>の誘致・集積を図るIHS構想<sup>13</sup>を促進します。
- ・高齢者等の生活や子育ての支援、環境保全、人材育成など公益的な事業分野や地域経済活性化に資する産業経済活動分野におけるコミュニティビジネス（地域事業）の育成支援に努めます。

### 【新市で実施する主な事業】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・海蔵寺商店街整備事業</li> </ul> |
|---|

## 観光リゾート

- ・観光振興戦略プランを作成し、それに基づき、官民の役割分担のもと、他の地域より満足度の高い、魅力ある地域としてグレードアップしていくための取り組み（観光メニューの充実、地域の連携強化、受け入れ体制の充実、観光の情報発信の強化）を行う「観光グレードアップ・プロジェクト」を進めます。
- ・行政においては、観光担当課の強化による観光振興戦略体制の確立を図るとともに、（仮称）観光振興基金を創設し、観光振興の取り組みを支援します。

### 【新市で実施する主な事業】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光グレードアップ・プロジェクトの推進</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）本宮ビジターセンター整備事業</li> </ul>  |

<sup>12</sup> リゾートオフィス：事務所機能の一部あるいは全部を大都市の中心から離れた場所に分散させることによって仕事の効率化、従業員の生活の質の向上などをめざす分散型事務所の形態の一つで、主に自然環境豊かなリゾート地に立地することからリゾートオフィスと呼ばれている。

<sup>13</sup> IHS構想：IHSとはInnovation Hot Springsの略で、田辺・白浜地域への情報通信関連産業の集積を促進し、技術革新や創造的活動が温泉のように湧き上がり、日本へ、世界へと広がる知的創造空間を創り出そうとする県の構想。

・ 田辺駅前ビジターセンター整備・充実事業
・ 川湯温泉観光施設整備事業
・ 熊野参詣道周辺整備事業

## 交通・物流

- ・ 地域外、主に京阪神地域との時間距離を短縮し、交流を促進するため、高速道路、地域高規格道路（熊野川本宮道路・本宮道路）、国道42号（田辺バイパス、田辺西バイパス）の整備促進に努めます。
- ・ 新市の本庁舎並びに行政、医療、経済等の機能が集中する中心市街地や高速道路への時間距離を短縮し、新市域内の交通利便性の向上に資する幹線道路・主要道路の整備（改良、局部改良等）促進に努めるとともに、（仮称）真砂三栖道路や（仮称）文里湾横断道路等の実現に向けた取り組みに努めます。
- ・ 幹線道路や主要道路を補完し、住民生活の利便性向上に資する身近な道路の整備に努めます。
- ・ 街並み環境整備事業等により道路景観の整備に努めます。
- ・ 新市のみならず、紀南地方の玄関口であるJR紀伊田辺駅周辺整備構想の実現に向けた取り組みに努めます。
- ・ コミュニティバスや<sup>三</sup>舌路線バスについては、公共交通機能の維持の観点から、合理的な方策を検討・調整し、適切な運行に努めます。
- ・ 大規模災害に備えた耐震岸壁の整備を含め、地域産業基盤として港湾整備を促進します。

### 【新市で実施する主な事業】

・ 国道事業（168号、311号、371号、425号）【県事業】
・ 県道事業（上富田南部線、下川上牟婁線、市鹿野鮎川線等）【県事業】
・ 市道事業（滝谷線、鍛冶ヶ谷上平線、茶屋平線、宮代蕨尾線、萩田辺線等）
・ 街路事業（元町新庄線、目良線等）【一部県事業】
・ 街並み環境整備事業（国道168号本宮地区）
・ 高速道路地方協力事業（工事用道路等）
・ 港湾整備事業（文里港）【一部県事業】

## 情報通信

- ・(仮称) 県IT<sup>14</sup>総合センターと連携し、教育分野や産業活動における人材育成やIT関連ベンチャー<sup>15</sup> 企業やSOHO<sup>16</sup>等の集積に努めます。
- ・テレビ難視聴対策及びインターネット高速接続対策等の新市内の情報通信格差是正のため、CATV等の高速情報通信基盤について、民間事業者の動向、国の政策動向、技術やサービスの動向、情報化サービスの需要、広域圏内の他町村の意向、新市の財政負担等を十分踏まえつつ、その実現に努めます。
- ・住民サービスに支障をきたすことのないよう、現市町村役場間のネットワーク整備も含め、速やかにコンピューター・システムの統合を行います。
- ・広大な新市における行政サービスの効率化と住民の利便性向上のため電子自治体の構築に努めます。

### 【新市で実施する主な事業】

- |                     |
|---------------------|
| ・ 情報通信基盤（CATV等）整備事業 |
| ・ コンピューター・システム統合事業  |

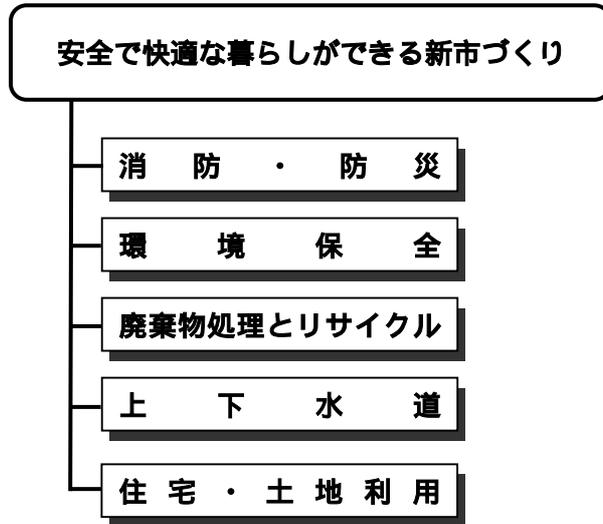
<sup>14</sup> IT : Information Technology の略。情報技術。

<sup>15</sup> ベンチャー企業 : 大企業が行っていない分野で新たな事業を起こす中小規模の企業。

<sup>16</sup> SOHO : Small Office Home Office の略。起業家や個人が情報通信ネットワークを利用して、小規模事業所や自宅で仕事をする独立自営型のワークスタイル。

安全で快適な暮らしができる新市づくり ～防災と環境～

《施策の体系》



**消防・防災**

- ・ 東南海・南海地震防災対策特別措置法に基づき、地域防災計画を抜本的に見直しとともに、広大な面積を有する新市に対応した災害用物資の分散備蓄をはじめとする救援・救護体制が適切に機能するよう努めます。特に、大規模災害に備え、仮設住宅の建設、救助部隊の集結、救援物資（飲料水、食料、生活必需品等）の備蓄、また、平時にはスポーツ活動にも利活用できる県南部の中核防災拠点（多目的広場等）の整備を県へ要望します。
- ・ 消防本部の統合に伴い、消防業務・救急業務の指令系統の一本化を図るため、消防無線の全国レベルでのデジタル化への対応も含め、その基盤となる消防無線システム<sup>17</sup>と消防緊急通信指令システム<sup>18</sup>、消防庁舎の整備に努めます。
- ・ 行政無線については、集中管理体制を整備するとともに、デジタル化の対応も含め、計画的な更新整備に努めます。
- ・ 河川改修、急傾斜崩壊対策、砂防事業、地すべり対策事業、治山事業等の促進に努めます。

**【新市で実施する主な事業】**

- |            |
|------------|
| ・ 消防庁舎整備事業 |
| ・ 消防無線整備事業 |

<sup>17</sup> 消防無線：災害現場への出動隊を管制する通信指令業務に使用する無線システム

<sup>18</sup> 消防緊急通信指令システム：119番通報を受信し、各消防署や出張所に出場指令を送り、さらに現場において各出場隊の動態を管理するシステム

・ 消防緊急通信指令システム整備事業
・ 防災行政無線整備事業

## 環境保全

- ・ 新市の豊かな自然環境を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、住民が身近な環境の保全や環境にやさしい生活をおくるよう、環境保全意識の啓発や環境学習等の取り組みに努めます。
- ・ 天神崎、熊野古道、水源の森をはじめとする自然環境の保全に努めます。
- ・ 二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全、洪水や濁水の緩和、水質の浄化、土砂流出や崩壊の防止、木材の供給などの森林の持つ公益的機能を発揮させるため、緑の雇用事業の活用あるいはNPOやボランティア等とも連携・協力しながら、森林の整備・保全に努めます。
- ・ 公共水域の水質調査、啓発・指導など水質汚濁防止対策に努めます。
- ・ 地球温暖化防止のため、省エネルギーの推進やエネルギーの利用などにより温室効果ガスの排出削減に努めます。
- ・ 間伐材の有効利用、地球温暖化の防止、循環型社会の構築のため木質バイオマス利用発電実証試験事業の促進に努めます。

## 廃棄物処理とリサイクル

- ・ 紀南地域廃棄物処理促進協議会において検討中の県南部（日高、西牟婁、東牟婁）を対象とした広域的な一般廃棄物と産業廃棄物の総合的な処理施設の整備について、県、関係市町村、事業者が連携し、その実現に努めます。また、それまでの間、現在の一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場等）の適正管理に努めます。
- ・ ごみの減量とリサイクル（再資源化）のため、ごみ分別の統一を図るとともに、リサイクル（再資源化）運動の支援に努めます。

### 【新市で実施する主な事業】

・ 一般廃棄物及び産業廃棄物広域処理施設整備事業
・ 一般廃棄物最終処分場延命化事業
・ プラスチックリサイクル施設整備事業

## 上下水道

- ・衛生的かつ安定した飲料水を供給するため、簡易水道施設等の計画的な整備を図りながら、上水道事業への統合を視野に入れ、水道施設等の整備に努めます。
- ・水処理対策事業（公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽設置整備事業）については、維持管理面を考慮に入れながら計画的な実施に努めます。

### 【新市で実施する主な事業】

・簡易水道施設等整備事業（湯ノ又・広井原地区、近野地区、三里地区等）
・公共下水道事業（田辺処理区）
・農業・漁業集落排水事業（芳養地区、龍神村西地区等）
・浄化槽設置整備事業

## 住宅・土地利用

- ・約1400戸ある公営住宅（定住促進住宅を含む）の適正な管理戸数や配置、PFI<sup>19</sup>等を活用した建替の検討などを含め、公営住宅整備計画を見直し、計画的な整備に努めます。
- ・土地の権利関係の明確化、公共事業の用地買収の円滑化等に資する地籍調査事業の推進に努めます。

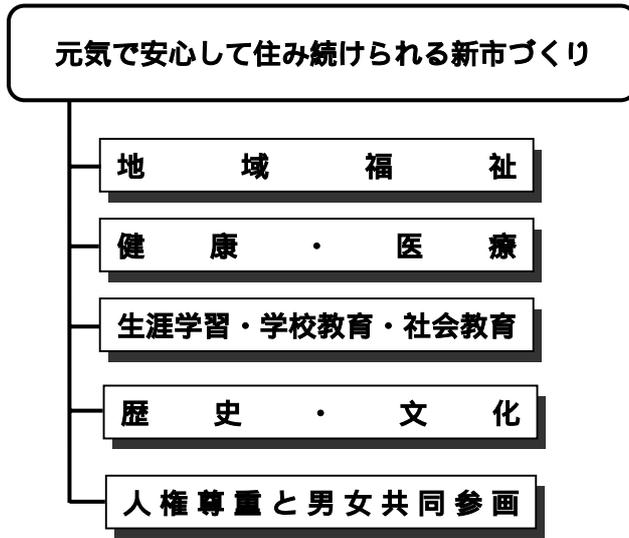
### 【新市で実施する主な事業】

・公営住宅整備事業
・地籍調査事業

<sup>19</sup> PFI：Private Finance Initiativeの略。社会資本の整備に民間企業の知識や技術を導入するもので、官民の役割分担を明確に定め、基本的には事業リスクは民間が負い、官は民間事業者が提供するサービスを購入する。

## 元気で安心して住み続けられる新市づくり ～教育と福祉～

《施策の体系》



### 地域福祉

- 行政、事業者、住民、団体といった地域社会の全構成員が社会福祉の担い手であるという理念のもと、[地域福祉計画](#)を策定し、利用者主体の総合的な福祉サービスに努めます。

### 高齢者福祉

- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、新市全域で均衡の取れた高齢者福祉サービスに努めます。
- 在宅サービス<sup>20</sup>と施設サービス<sup>21</sup>の均衡の取れた介護保険サービスに努めます。
- 老人保健事業<sup>22</sup>や介護予防・地域支え合い事業 ( 生活支援事業<sup>23</sup>、 介護予防・生きがい活動支援事業<sup>24</sup>、 家族介護支援事業<sup>25</sup>ほか)等の 老人保健福祉サービスに努めます。
- 介護保険サービスや老人保健福祉サービスの提供水準に合わせ、民間を中心とした高齢者福祉施設の整備に努めます。
- 高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進するための 社会 健康づくり の各種事業の実施に努めます。

<sup>20</sup> 在宅サービス : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入所者生活介護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・購入、住宅改修

<sup>21</sup> 施設サービス : 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設

<sup>22</sup> 老人保健事業 : 健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導など

<sup>23</sup> 生活支援事業 : 外出支援サービス、軽度生活支援事業、高齢者共同生活支援事業など

<sup>24</sup> 介護予防・生きがい活動支援事業 : 介護予防事業(転倒骨折予防教室等)、生活管理指導事業、食の自立支援事業など

<sup>25</sup> 家族介護支援対策 : 家族介護教室、家族介護者交流事業、家族介護用品支給、徘徊高齢者家族支援サービス事業など

## 障害者福祉

- ・障害者基本計画を策定し、新市全域で均衡の取れた総合的な障害者福祉サービスに努めます。
- ・「ノーマライゼーション<sup>26</sup>（等生化）」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、啓発に努めます。
- ・福祉サービスの充実、移動・交通対策、住宅や建物のバリアフリー化（無障壁化）など障害者の社会参加の促進に努めます。
- ・障害者の在宅サービス<sup>27</sup>と施設サービス<sup>28</sup>を基本としながら、地域における自立と生活の支援<sup>29</sup>、働く場・活動の場<sup>30</sup>や住まいの場<sup>31</sup>の確保に努めます。

## 次世代育成支援

- ・次世代育成支援地域行動計画を策定し、地域における子育ての支援、子供の心身の健全やかな成長に資する環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備等各種施策を総合的に進めます。
- ・障害児保育、乳児保育、延長保育等の保育サービスの適正な提供に努めます。
- ・ファミリーサポートセンター<sup>32</sup>、学童保育所、子育てサークルや一時保育ボランティアの育成など子育て支援事業の適正な提供に努めます。

### 【新市で実施する主な事業】

- ・福祉施設整備事業（高齢者生活支援ハウス等）

## 健康・医療

- ・健康増進計画等の健康づくり計画の策定や見直しを行い、母子保健事業、成人保健事業、申請保健福祉事業、食生活・感染症予防などにより生涯にわたる健康づくりに努めます。
- ・地域中核病院である社会保険紀南総合病院の整備・充実に努めます。
- ・各医療所と地域中核病院（紀南総合病院、国立南和歌山病院）との役割分担・連携強化に努めます。

<sup>26</sup> ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的擁護を必要とする人々を社会の中で特別な存在とみるのではなく、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すべきであるという理念。

<sup>27</sup> 在宅サービス：ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスなど

<sup>28</sup> 施設サービス：身体障害者療護施設、知的障害者更生施設など

<sup>29</sup> 自立と生活の支援：障害者生活支援事業、障害者社会参加促進事業など

<sup>30</sup> 働く場・活動の場：障害者（通所）授産施設、小規模作業所など

<sup>31</sup> 住まいの場：グループホーム、福祉ホームなど

<sup>32</sup> ファミリーサポートセンター：育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員になり、センターを橋渡し役として、会員同士が一時的に有料で援助し合う制度。

## 生涯学習・学校教育・社会教育

### 生涯学習

- ・学校教育と社会教育の連携・融合に努め、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習環境の充実に努めます。

### 学校教育

- ・新しい学習指導要領に基づき、子供たちの個性や能力を一層伸ばす教育に努めます。
- ・52校ある新市の小中学校の校舎等については、老朽度等を総合的に勘案し、計画的な建替えに努めます。
- ・小中学校の統合については、保護者の理解を得ながら、慎重に進めます。
- ・学校給食の新市全体での実施に努めます。

### 社会教育

- ・住民の多様な学習意欲に対応するため、公民館を中心として、生涯、少年、成人、女性、高齢者、障害者それぞれに応じた各種教室や講座の開催に努めます。
- ・それぞれの体力や年齢に応じてスポーツに親しむことができるスポーツ活動の普及に努めます。
- ・美術館、図書館をはじめとする社会教育関連施設の適切な運営や整備に努めます。
- ・合気道の創始者・植芝盛平翁の偉業と功績を後世に伝えていくため、顕彰事業に取り組みます。
- ・県南部のスポーツの中核施設として和歌山県南紀スポーツセンターの整備を県に要望します。

#### 【新市で実施する主な事業】

・小学校整備事業（田辺第一小等）
・中学校整備事業（東陽中、龍神統合中（虎東中、下山路中、龍神中）、中辺路中、大塔中等）
・学校給食整備事業
・中央図書館建設事業

## 歴史・文化

- ・「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録に係る拠点施設としての機能も有する（仮称）本宮ビジターセンターの整備を行うとともに、登録物件の保存・整備に努めます。
- ・地域文化や<sup>①</sup>文化財の保存・継承や<sup>②</sup>文化振興活動の支援に努めます。
- ・南方熊楠研究所（仮称）を核として、南方熊楠翁が遺した資料の保存・調査研究・公開を行うとともに、南方邸の保存・整備・公開、「南方熊楠賞」をはじめとする顕彰事業や啓発活動に取り組めます。

### 【新市で実施する主な事業】

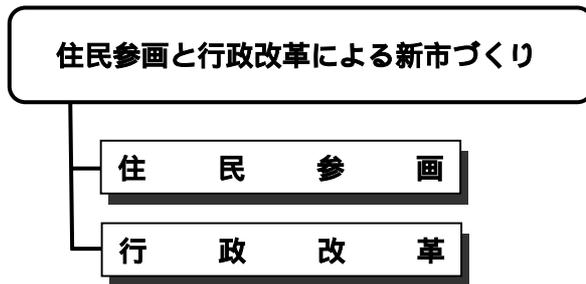
- |                         |
|-------------------------|
| ・（仮称）本宮ビジターセンター整備事業 ※再掲 |
|-------------------------|

## 人権尊重と男女共同参画

- ・人権教育・啓発基本計画を策定し、人権学習を進めるとともに、人権尊重意識の普及高揚を図るため人権啓発を進めます。
- ・<sup>①</sup>男女共同参画プランを策定し、意識の啓発、政策・方針決定の場への女性の参画促進、就業環境の整備促進等に努めます。

## 住民参画と行政改革による新市づくり

《施策の体系》



### 住民参画

- ・（仮称）市民活動支援センターを核として、NPO、ボランティア、自治会、地域づくり団体等に対し、情報提供、相談、助言、仲介、あるいは事業委託や補助金など<sup>①</sup>と行政の協働のまちづくりの総合的な支援に努めます。
- ・住民の一体感の醸成や各地区の地域振興に資するため（仮称）地域振興基金の造成を行います。
- ・合併特例法に基づき、新市のまちづくりについて、市長の諮問に応じ審議するとともに、必要と認める事項について市長に意見を述べる地域審議会を設置します。

### ②行政改革

- ・新市長期総合計画、過疎地域自立促進計画等を策定し、厳しい財政状況の中にあっても、各種施策や事業の着実な実施に努めるとともに、長期展望にたった健全な財政運営を進めます。
- ・行政サービスを取り巻く環境変化に柔軟に対応するため、施策や事業の成果を評価し行政サービスの改善につなげる<sup>②</sup>評価制度の導入、事業の終期を設定した終期設定方式の導入、民間委託・委譲などの行政改革を進めます。
- ・新市の実情に即し、人事評価制度、<sup>③</sup>改善、<sup>④</sup>職機構の見直し、<sup>⑤</sup>員定員の適正化等に努めるとともに、高度化・多様化する住民ニーズに対応できる職員の<sup>⑥</sup>力開発を進めます。
- ・紀南総合病院の跡地については、新市のまちづくり拠点として有効活用に進めます。

## 6 . 新市における和歌山県事業の推進

和歌山県では、合併重点支援地域の指定を受け、平成17年3月末までに合併した市町村を対象として、「和歌山縣市町村合併支援プラン」に基づき、各種の優遇措置や障害除去措置などを行うことで、合併した市町村の一体化や活性化など合併による新しいまちづくりを支援することとされています。

### ①県事業の実施

5で掲載した主要事業のうち、和歌山県が主体となって実施する事業を再整理します。

#### 【主な県事業等（再掲）】

国道の整備 国道168号、311号、371号、425号 県道・街路の整備 上富田南部線、下川上牟婁線、市鹿野鮎川線、元町新庄線など その他必要な現道対策 林道の整備 東の川線など 扇ヶ浜総合整備（漁港環境整備など） 港湾の整備 文里港
--

### ②補助事業による支援

国の市町村合併支援プランに掲げる国庫補助事業等の支援策を積極的に活用することとされています。

### ③主な財政支援

合併重点支援地域整備事業補助金	合併関係市町村が、事務の一体化と合併後の円滑な行政サービス実施のために行う電算システム統合経費の一部を補助
市町村合併支援特例交付金	合併後のコミュニティの活性化に資する事業の財源として1億円に合併関係市町村数を乗じた金額を交付
市町村振興資金貸付	合併に際し必要な公共施設等の整備に市町村振興資金を貸付

## 7. 公共的施設の統合整備と適正配置

教育・福祉・文化・スポーツ等の各種公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、利便性や地域の実情、さらには財政事情を考慮しながら検討していくことを基本とします。

なお、合併に伴う旧役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、必要な機能の整備を図ります。

## 8 . 財政計画

新市の財政計画は、普通会計<sup>33</sup>の歳入歳出の各項目ごとに、過去の実績、人口推移等を勘案し、新市で実施する行政サービスや各種事業を加えたものであり、合併後10年間を前期・後期に分けています。

### (1) 歳入

歳入の主な項目の算定の考え方については、次のとおりです。

#### ①市税(譲与税及び交付金)

現行税制を基本とし、過去の推移、人口推移影響額を推定して算定します。

#### ②地方交付税

過去の特種、個別の変動を除いた伸び率の平均により今後の措置額を見込むものとし、交付税改革による影響、借入済みの地方債ならびに普通建設事業の財源に用いる合併特例債等の元利償還金への交付税算入分、合併特例分を考慮して推計します。

#### ③分担金・負担金・使用料・手数料

過去の実績による推移と合併調整方針による影響を考慮して算定します。

#### ④国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等により算定し、市町村建設計画事業分を加え、さらに合併に係る財政支援(補助金・交付金)を見込んで算定します。

#### ⑤繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金、減債基金等を効率的に活用するものとします。

#### ⑥地方債

市町村建設計画事業に伴う合併特例債・通常債及び減税補てん債を算定し、他の起債事業については過去の状況を分析し一定額を加えて算定します。

<sup>33</sup> 普通会計 : 地方公共団体の統計上用いられる会計区分で、水道や国民健康保険等の公営事業会計以外の会計を合わせたもの。

## (2) 歳 出

歳出の主な項目の算定の考え方については、次のとおりです。

### ①人件費

合併後退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減、合併による特別職職員の減等を見込みます。

### ②物件費

過去の実績等により算定し、市町村建設計画事業分を加えています。また、合併による事務経費の削減効果も見込みます。

### ③扶助費

過去の実績等により算定し、合併によるサービス水準の調整による影響分を見込みます。

### ④補助費等

過去の実績等により算定し、合併によるサービス水準の調整による影響分を見込みます。

### ⑤公債費

平成16年度までの地方債に係る償還額に、平成17年度以降の市町村建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定します。

### ⑥積立金

新市における財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金への積立を見込みます。

### ⑦繰出金

他会計の事業を考慮して的確に見積ります。

### ⑧投資的経費

市町村建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業等を見込みます。

## 歳 入

(単位：百万円)

区 分	平成17～21年度	平成22～26年度	計
市 税	42,367	42,037	84,404
地 方 譲 与 税	3,030	3,189	6,219
交 付 金	5,767	5,767	11,534
地 方 特 例 交 付 金	1,320	1,290	2,610
地 方 交 付 税	75,393	78,455	153,848
分 担 金 及 び 負 担 金	3,881	4,723	8,604
使 用 料 ・ 手 数 料	5,994	6,070	12,064
国 庫 支 出 金	22,412	19,406	41,818
県 支 出 金	10,879	9,874	20,753
財 産 収 入	1,735	1,663	3,398
寄 付 金	2	2	4
繰 入 金	5,364	924	6,288
繰 越 金	2,474	2,384	4,858
諸 収 入	2,546	1,652	4,198
地 方 債	25,529	20,934	46,463
合 計	208,693	198,370	407,063

## 歳 出

区 分	平成17～21年度	平成22～26年度	計
人 件 費	41,098	38,777	79,875
物 件 費	24,886	24,831	49,717
維 持 補 修 費	2,697	2,680	5,377
扶 助 費	21,596	24,083	45,679
補 助 費 等	20,113	16,438	36,551
公 債 費	35,088	30,043	65,131
積 立 金	3,682	5,841	9,523
投資及び出資金・貸付金	108	108	216
繰 出 金	14,521	15,784	30,305
投 資 的 経 費	42,445	37,422	79,867
合 計	206,234	196,008	402,242

# 第15回田辺広域合併協議会参考資料

## 目 次

1 . 協議項目整理表	1 頁
2 . 協議第50号 財産の取扱いについて 参考資料	2 頁
3 . 協議第51号 市町村建設計画について 参考資料	5 頁

# 協議項目整理表

議案内容	協議予定詳細項目数	既提出数	今回提出数
1 合併の方式	1	1	
2 合併の期日	1	1	
3 新市の名称	1		
4 新市の事務所の位置	1	1	
5 財産の取扱い	1		1
6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	1	1	
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1	1	
8 地域審議会の取扱い	1	1	
9 地方税の取扱い	5	5	
10 一般職の職員の身分の取扱い	1	1	
11 特別職の職員の身分の取扱い	2	2	
12 条例、規則等の取扱い	1	1	
13 事務組織及び機構の取扱い	1	1	
14 一部事務組合等の取扱い	1 (42)		
15 公共的団体等の取扱い	1	1	
16 町、字の区域及び名称の取扱い	1		
17 慣行の取扱い	4	4	
18 国民健康保険事業の取扱い	1		
19 介護保険事業の取扱い	1		
20 電算システム事業の取扱い	1	1	
小 計	28	22	1

議案内容	協議予定詳細項目数	既提出数	今回提出数
21 各種事務事業の取扱い			
1 企画、広報関係事業	15	15	
2 開発公社関係事業	2	2	
3 地籍関係事業	0		
4 情報化関係事業	0		
5 秘書、総務、防災関係事業	7	7	
6 人事関係事業	0		
7 人権同和関係事業	4	4	
8 財政、管財関係事業	1	1	
9 出納関係事業	0		
10 税務関係事業	0		
11 住民関係事業	0		
12 生活関係事業	1	1	
13 環境関係事業	1	1	
14 ごみ、し尿関係事業	8		
15 健康関係事業	20	20	
16 医療関係事業	2	2	
17 社会福祉、厚生福祉関係事業	3	2	
18 児童関係事業	6	6	
19 高齢者、障害者関係事業	19	7	
20 介護保険関係事業	0		
21 国保、医療費、年金関係事業	5	5	
22 農業関係事業	7	7	
23 林業関係事業	6	6	
24 水産関係事業	2	2	
25 商工労働関係事業	5	5	
26 観光関係事業	3	3	
27 事務契約関係事業	1	1	
28 道路橋梁河川関係事業	0		
29 都市計画関係事業	1	1	
30 高速道路関係事業	0		
31 建築住宅関係事業	2		
32 下水道関係事業	2	2	
33 集落排水関係事業	2	2	
34 浄化槽関係事業	1	1	
35 総務学校関係事業	7	7	
36 生涯学習、社会教育、文化関係事業	16	16	
37 歴史関係事業	0		
38 消防関係事業	4	4	
39 上水道関係事業	3	3	
40 簡易水道関係事業	3	3	
41 議会事務局関係事業	0		
小 計	159	136	0
合 計 ( + )	187	158	1

協議項目の現況及び調整方針（案）の補足説明

協議第50号 参考資料

財政専門部会 財政、管財小委員会

協議項目		財産の取扱いについて				関係項目						
区分		田 辺 市		龍 神 村		中 辺 路 町		大 塔 村		本 宮 町		調整方針（案）の補足説明
種 別		土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	
土地及び建物	行政財産	1,364,809㎡	289,754㎡	316,308㎡	56,110㎡	877,259㎡	45,894㎡	218,486㎡	43,738㎡	184,573㎡	38,973㎡	
	公用財産	15,920㎡	10,133㎡	7,606㎡	4,543㎡	7,827㎡	2,942㎡	9,529㎡	5,564㎡	16,922㎡	7,828㎡	
	本庁舎	13,324㎡	7,084㎡	7,606㎡	4,543㎡	3,092㎡	1,921㎡	4,467㎡	3,055㎡	3,819㎡	3,566㎡	
	警察消防施設	2,596㎡	3,049㎡			4,603㎡	665㎡	3,744㎡	1,699㎡	2,289㎡	1,401㎡	
	その他の施設					132㎡	356㎡	1,318㎡	810㎡	10,814㎡	2,861㎡	
	公共用財産	1,348,889㎡	279,621㎡	308,702㎡	51,567㎡	869,432㎡	42,952㎡	208,957㎡	38,174㎡	130,948㎡	31,145㎡	
	学 校	431,588㎡	133,580㎡	93,701㎡	21,452㎡	75,221㎡	13,268㎡	43,727㎡	8,892㎡	68,536㎡	20,040㎡	
	公 営 住 宅	76,991㎡	61,286㎡	4,071㎡	2,767㎡	31,291㎡	7,577㎡	15,545㎡	5,533㎡	15,460㎡	1,683㎡	
	公 園	344,331㎡		3,113㎡								
	その他の施設	495,979㎡	84,755㎡	207,817㎡	27,348㎡	762,920㎡	22,107㎡	149,685㎡	23,749㎡	46,952㎡	9,422㎡	
	山 林											
	宅 地											
	そ の 他									36,703㎡		
	普通財産	2,738,520㎡	510㎡	3,942,085㎡	1,368㎡	1,225,352㎡	2,395㎡	930,535㎡	90㎡	4,151,633㎡	1,788㎡	
	公用財産	588㎡										
	本庁舎											
	警察消防施設	588㎡										
	その他の施設											
	公共用財産	36,206㎡	510㎡							2,614㎡	1,788㎡	
	学 校											
公 営 住 宅												
公 園												
その他の施設	36,206㎡	510㎡							2,614㎡	1,788㎡		
山 林	2,597,282㎡		3,882,100㎡		1,199,358㎡		896,005㎡		4,087,266㎡			
宅 地							6,414㎡		19,203㎡			
そ の 他	104,444㎡		59,985㎡	1,368㎡	25,994㎡	2,395㎡	28,116㎡	90㎡	42,550㎡			
合 計	4,103,329㎡	290,264㎡	4,258,393㎡	57,478㎡	2,102,611㎡	48,289㎡	1,149,021㎡	43,828㎡	4,336,206㎡	40,761㎡		
												表内数値は、平成14年度末現在
有価証券	(株)紀南ふるさと開発センター		5,000千円		500千円		500千円		500千円			
	(株)テレビ和歌山		4,418千円		666千円		694千円		616千円		656千円	
	南紀白浜空港ビル		29,300千円		1,750千円		2,100千円		2,050千円			
	(株)サイバーリンクス		1,200千円		100千円		100千円		100千円			
	龍神住宅(株)				3,000千円							
	本宮振興(株)									8,500千円		
	(株)ZTV									50千円		
	小 計		39,918千円		6,016千円		3,394千円		3,266千円		9,206千円	
社債・地方債・国債証券												
合 計		39,918千円		6,016千円		3,394千円		3,266千円		9,206千円		表内数値は平成14年度末現在

協議項目の現況及び調整方針（案）の補足説明

協議第50号 参考資料

財政専門部会 財政、管財小委員会

協議項目		財産の取扱いについて				関係項目	
区分	田 辺 市	龍 神 村	中 辺 路 町	大 塔 村	本 宮 町	調整方針（案）の補足説明	
出 資 に よ る 権 利	和歌山県農業信用基金協会	1,690千円	560千円	560千円	550千円	590千円	表内数値は平成14年度末現在
	和歌山県漁協信用基金協会	7,850千円					
	和歌山県農業共済組合連合会		85千円				
	和歌山県林業公社	80千円	80千円	130千円	100千円	100千円	
	和歌山県文化財保護協会出資金	319千円					
	畜産協会わかやま	148千円		170千円	173千円	331千円	
	田辺周辺ふるさと市町村圏基金	607,662千円	108,036千円	102,420千円	97,398千円		
	公立紀南病院病棟建設	29,279千円		3,921千円	5,802千円		
	紀州中央農業協同組合		2,000千円				
	中辺路農業協同組合			500千円			
	龍神村森林組合	208千円	6,000千円				
	西牟婁森林組合	5,000千円			5,000千円		
	中辺路町森林組合			11,995千円			
	本宮町森林組合					5,000千円	
	龍神村開発公社		9,100千円				
	龍神小又川温泉開発公社		2,000千円				
	有限会社龍神温泉元湯		3,000千円				
	田辺市土地開発公社	10,000千円					
	中辺路町土地開発公社			10,000千円			
	大塔村土地開発公社				5,000千円		
龍神観光協会		50千円					
和歌山県信用保証協会	200千円						
田辺市社会教育振興会	10,000千円						
農林共済会館建設	75千円						
田辺市水道事業会計	79,565千円						
田辺市社会福祉事業団	3,000千円						
小 計	755,076千円	130,911千円	129,696千円	114,023千円	6,021千円		
出 捐 金	和歌山県ふるさと産品振興会	150千円	150千円				表内数値は平成14年度末現在
	和歌山県暴力団追放県民センター	6,890千円	520千円	500千円	390千円	450千円	
	財団法人県緑化推進協議会	200千円		160千円	200千円		
	和歌山社会経済研究所	3,000千円		353千円	256千円		
	新南紀白浜空港周辺整備基金	173,718千円	9,945千円	12,369千円	11,820千円		
	和歌山県国民年金福祉協会	178千円					
	紀南文化会館	10,000千円					
	和歌山県栽培漁業協会	120千円					
	和歌山県民総合検診センター	1,022千円					
	リバーフロント整備センター	1,000千円					
和歌山県角膜腎臓移植推進協会	180千円						
小 計	196,458千円	10,615千円	13,382千円	12,666千円	450千円		
合 計	951,534千円	141,526千円	143,078千円	126,689千円	6,471千円	表内数値は平成14年度末現在	

協議項目の現況及び調整方針（案）の補足説明

協議第50号 参考資料

財政専門部会 財政、管財小委員会

協議項目		財産の取扱いについて				関係項目		
区分		田 辺 市	龍 神 村	中 辺 路 町	大 塔 村	本 宮 町	調整方針（案）の補足説明	
債権	地域総合整備資金貸付金	136,323千円		36,000千円			表内数値は平成14年度末現在	
	教育奨学金等貸付金	25,389千円		19,715千円				
	住宅新築資金等貸付金	1,130,664千円		2,293千円				
	応急小口資金貸付金	3,987千円						
	本宮振興(株)					464,445千円		
	本宮町森林組合					30,000千円		
合 計		1,296,363千円		58,008千円		494,445千円		
地方債残高	普通会計	一般会計	36,584,776千円	7,061,988千円	5,041,527千円	2,882,365千円	5,513,482千円	表内数値は平成14年度末現在
		同和对策住宅資金等貸付事業特別会計	978,905千円		2,893千円			
		公共用地先行取得事業特別会計	528,724千円					
		診療所事業特別会計		1,270千円				
		小 計	38,092,405千円	7,063,258千円	5,044,420千円	2,882,365千円	5,513,482千円	
	その他特別会計	文里港整備事業特別会計	423,890千円					
		簡易水道事業特別会計		1,794,329千円	229,629千円	76,675千円	157,694千円	
		農業集落排水事業特別会計	3,831,347千円					
		漁業集落排水事業特別会計	13,700千円					
		駐車場事業特別会計	433,698千円					
		下水道事業特別会計		495,797千円			111,405千円	
		診療所特別会計				12,036千円		
	小 計	4,702,635千円	2,290,126千円	229,629千円	88,711千円	269,099千円		
	水道事業会計	4,702,361千円						
合 計	47,497,401千円	9,353,384千円	5,274,049千円	2,971,076千円	5,782,581千円			
債務負担	物件の購入等に係るもの	832,000千円	962,210千円	26,672千円			表内数値は平成14年度末現在	
	債務保証又は損失補償に係るもの	10,000,000千円				16,000千円		
	その他	210,279千円			56,810千円			
	合 計	11,042,279千円	962,210千円	26,672千円	56,810千円	16,000千円		
基金	財政調整基金	1,553,201千円	671,306千円	1,000,000千円	282,904千円	1,122,750千円	表内数値は平成14年度末現在	
	減債基金	1,441,819千円	416,135千円	23,480千円	254,439千円	219,928千円		
	特定目的基金	4,034,925千円	509,666千円	746,476千円	826,967千円	1,334,595千円		
	土地開発基金（現金）	410,997千円	183,593千円	52,064千円	256,790千円	74,730千円		
	土地開発基金（土地・建物）	639,439千円				18,068千円		
	合 計	8,080,381千円	1,780,700千円	1,822,020千円	1,621,100千円	2,770,071千円		

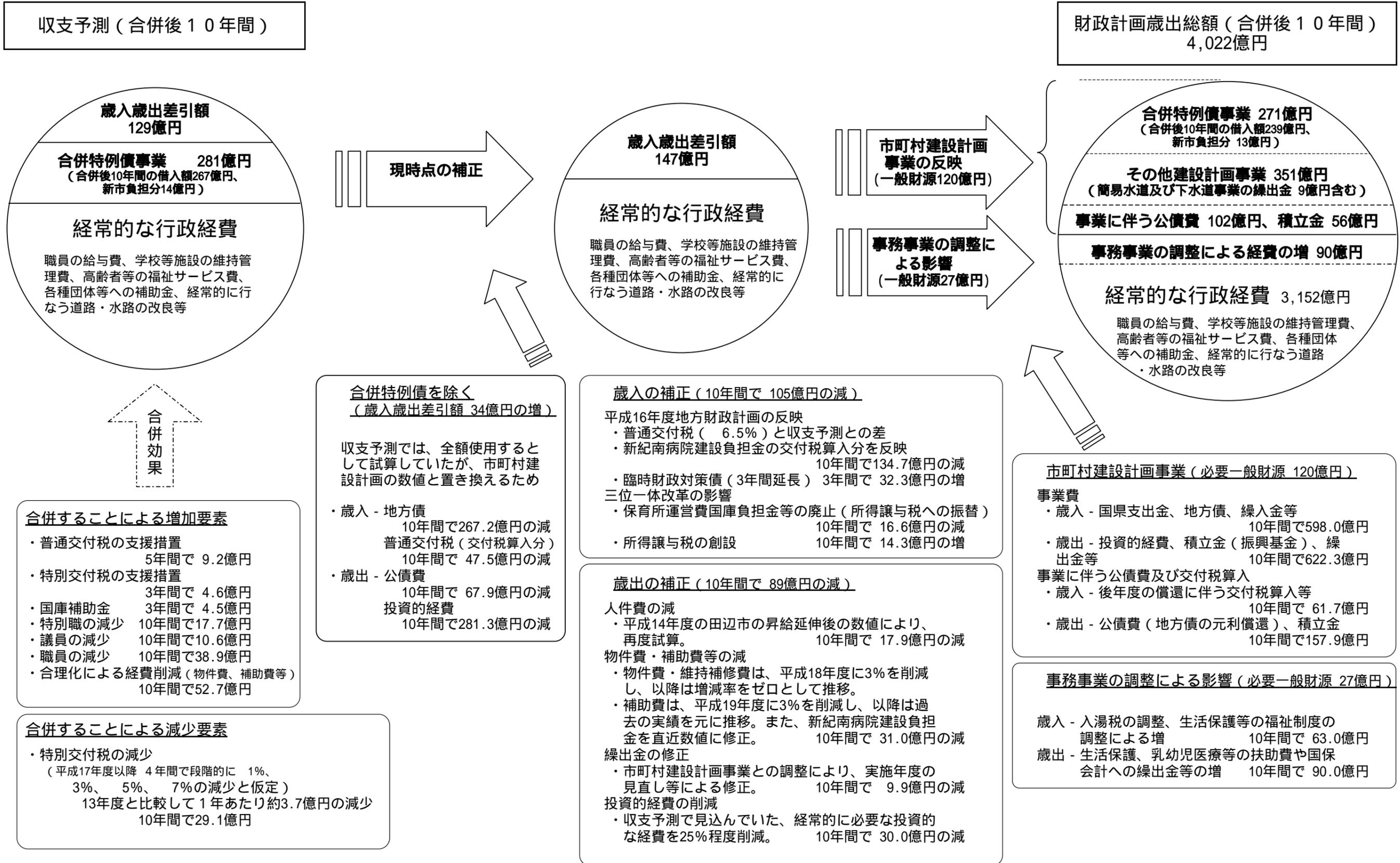
## 新市で想定される事業(案)

施策の柱	施策分野	事業名	市町村名等
活力ある利便性の高い新市づくり	農林水産業	農業基盤整備事業	
		農村振興総合整備事業	田辺市
		基盤整備促進事業	田辺市
		中山間地域総合整備事業	田辺市
		林業基盤整備事業	
		林道 虎ヶ峰坂泰線	龍神村
		林道 小又川丹生ノ川線	龍神村
		林道 宮代谷線	龍神村
		林道 政城線	中辺路町
		林道 小広和田川線	中辺路町
		林道 小松原大川線	中辺路町
		林道 峰小皆線	中辺路町
		林道 桑原野山線	大塔村
		林道 下露将軍川線	大塔村
		林道 小広静川線	本宮町
		林道 谷口皆瀬川線	本宮町
		林道 武住谷線	本宮町
		林道 龍神本宮線	本宮町
		林業生産性向上施設整備事業	龍神村
		森林空間総合整備事業	中辺路町
	芳養漁港区域内集落再編整備事業		
	地域水産物供給基盤整備事業	田辺市	
	漁業集落環境整備事業	田辺市	
	漁港環境整備事業	田辺市	
	商工サービス業	海蔵寺商店街整備事業	田辺市
	観光リゾート	本宮ピジターセンター整備事業	本宮町
		田辺駅前ピジターセンター整備・充実事業	田辺市
		川湯温泉観光施設整備事業	本宮町
		熊野参詣道周辺整備事業	本宮町
	交通・物流	市道事業	
		滝谷線	田辺市
		明洋団地古町線	田辺市
		鍛冶ヶ谷上平線	龍神村
		小瀬小原線	龍神村
		茶屋平線	中辺路町
		中辺路33号線	中辺路町
		宮代蕨尾線	大塔村
		鉛山線	大塔村
		下川線	大塔村
		下附成道寺線	大塔村
		熊野川線	大塔村
		射場下平線	大塔村
		浅草線	大塔村
		富田川左岸線	大塔村
		法性寺線	大塔村
		萩田辺線	本宮町
		街路事業	
目良線		田辺市	
扇ヶ浜秋津線		田辺市	
街なみ環境整備事業		本宮町	
高速道路地方協力事業		田辺市	
港湾整備事業(文里港) 市単独事業分		田辺市	
情報通信		情報通信基盤(CATV等)整備事業	新市
		コンピューター・システム統合事業	全市町村

## 新市で想定される事業(案)

施策の柱	施策分野	事業名	市町村名等	
安全で快適な暮らしができる新市づくり	消防・防災	消防庁舎整備事業	新市	
		消防無線整備事業	新市	
		消防緊急通信指令システム整備事業	新市	
		防災行政無線整備事業		
			田辺局	田辺市
			本宮局	本宮町
	廃棄物処理とリサイクル	一般廃棄物及び産業廃棄物広域処理施設整備事業	新市他	
		一般廃棄物最終処分場延命化事業	田辺市	
		プラスチックリサイクル施設整備事業	新市	
	上下水道	簡易水道施設等整備事業		
		湯ノ又・上広井原地区	龍神村	
		殿原地区	龍神村	
		下広井原地区	龍神村	
		下宮代地区	龍神村	
		栗栖川地区	中辺路町	
		真砂・北郡地区	中辺路町	
		近野地区	中辺路町	
		大川・福定地区	中辺路町	
		小皆地区(飲料水供給施設)	中辺路町	
		下湯川地区	本宮町	
		三里地区	本宮町	
		川湯地区	本宮町	
		本宮地区	本宮町	
		請川地区	本宮町	
		公共下水道事業	田辺市	
		農業・漁業集落排水事業		
			芳養地区	田辺市
			龍神村西地区	龍神村
		浄化槽設置整備事業	全市町村	
	住宅・土地利用	公営住宅整備事業		
		扇ヶ浜団地ほか	田辺市	
		きのくに住宅マスタープランほか	龍神村	
津呂団地		大塔村		
富里団地		大塔村		
三川団地		大塔村		
地籍調査事業		全市町村		
地域福祉	福祉施設整備事業			
	生活支援ハウス	本宮町		
	保育所整備事業	田辺市		
元気で安心して住み続けられる新市づくり	生涯学習・学校教育・社会教育	小学校整備事業		
		田辺第一小学校	田辺市	
		田辺第二小学校	田辺市	
		上秋津小学校	田辺市	
		大坊小学校	田辺市	
		龍神統合小学校	龍神村	
		三里小学校	本宮町	
		中学校整備事業		
		東陽中学校	田辺市	
		秋津川中学校	田辺市	
		龍神統合中学校(虎東中、龍神中、下山路中)	龍神村	
		中辺路中学校	中辺路町	
		大塔中学校	大塔村	
		学校給食整備事業	田辺市	
中央図書館建設事業	田辺市			

# 財政計画の概略図



収支予測 (合併後10年間)

財政計画歳出総額 (合併後10年間)  
4,022億円

**歳入歳出差引額 129億円**

合併特例債事業 281億円  
(合併後10年間の借入額267億円、  
新市負担分14億円)

**経常的な行政経費**  
職員の給与費、学校等施設の維持管理費、高齢者等の福祉サービス費、各種団体等への補助金、経常的に行なう道路・水路の改良等

**歳入歳出差引額 147億円**

**経常的な行政経費**  
職員の給与費、学校等施設の維持管理費、高齢者等の福祉サービス費、各種団体等への補助金、経常的に行なう道路・水路の改良等

合併特例債事業 271億円  
(合併後10年間の借入額239億円、  
新市負担分 13億円)

その他建設計画事業 351億円  
(簡易水道及び下水道事業の繰出金 9億円含む)

事業に伴う公債費 102億円、積立金 56億円

事務事業の調整による経費の増 90億円

**経常的な行政経費 3,152億円**  
職員の給与費、学校等施設の維持管理費、  
高齢者等の福祉サービス費、各種団体  
等への補助金、経常的に行なう道路  
・水路の改良等

現時点の補正

市町村建設計画  
事業の反映  
(一般財源120億円)

事務事業の調整に  
よる影響  
(一般財源27億円)

合併  
効果

**合併特例債を除く  
(歳入歳出差引額 34億円の増)**

収支予測では、全額使用すると  
して試算していたが、市町村建  
設計画の数値と置き換えるため

- 歳入 - 地方債  
10年間で267.2億円の減  
普通交付税 (交付税算入分)  
10年間で 47.5億円の減
- 歳出 - 公債費  
10年間で 67.9億円の減  
投資的経費  
10年間で281.3億円の減

**歳入の補正 (10年間で 105億円の減)**

平成16年度地方財政計画の反映

- 普通交付税 ( 6.5%) と収支予測との差
- 新紀南病院建設負担金の交付税算入分を反映
- 臨時財政対策債 (3年間延長) 3年間で 32.3億円の増
- 三位一体改革の影響
- 保育所運営費国庫負担金等の廃止 (所得譲与税への振替)
- 所得譲与税の創設

10年間で134.7億円の減  
10年間で 16.6億円の減  
10年間で 14.3億円の増

**歳出の補正 (10年間で 89億円の減)**

人件費の減

- 平成14年度の田辺市の昇給延伸後の数値により、再度試算。 10年間で 17.9億円の減

物件費・補助費等の減

- 物件費・維持補修費は、平成18年度に3%を削減し、以降は増減率をゼロとして推移。
- 補助費は、平成19年度に3%を削減し、以降は過去の実績を元に推移。また、新紀南病院建設負担金を直近数値に修正。 10年間で 31.0億円の減

繰出金の修正

- 市町村建設計画事業との調整により、実施年度の見直し等による修正。 10年間で 9.9億円の減

投資的経費の削減

- 収支予測で見込んでいた、経常的に必要な投資的な経費を25%程度削減。 10年間で 30.0億円の減

**市町村建設計画事業 (必要一般財源 120億円)**

事業費

- 歳入 - 国庫支出金、地方債、繰入金等  
10年間で598.0億円
- 歳出 - 投資的経費、積立金 (振興基金)、繰出金等  
10年間で622.3億円

事業に伴う公債費及び交付税算入

- 歳入 - 後年度の償還に伴う交付税算入等  
10年間で 61.7億円
- 歳出 - 公債費 (地方債の元利償還)、積立金  
10年間で157.9億円

**事務事業の調整による影響 (必要一般財源 27億円)**

歳入 - 入湯税の調整、生活保護等の福祉制度の調整による増 10年間で 63.0億円

歳出 - 生活保護、乳幼児医療等の扶助費や国保会計への繰出金等の増 10年間で 90.0億円

**合併することによる増加要素**

- 普通交付税の支援措置  
5年間で 9.2億円
- 特別交付税の支援措置  
3年間で 4.6億円
- 国庫補助金  
3年間で 4.5億円
- 特別職の減少  
10年間で17.7億円
- 議員の減少  
10年間で10.6億円
- 職員の減少  
10年間で38.9億円
- 合理化による経費削減 (物件費、補助費等)  
10年間で52.7億円

**合併することによる減少要素**

- 特別交付税の減少  
(平成17年度以降 4年間で段階的に 1%、3%、5%、7%の減少と仮定)  
13年度と比較して1年あたり約3.7億円の減少  
10年間で29.1億円

【 財政計画 】 ( 年次別 )

( 歳入 )

( 単位 : 百万円 )

( 参考 )

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	平成17～21年度	H22	H23	H24	H25	H26	平成22～26年度	計
市 税	8,554	8,470	8,459	8,447	8,437	42,367	8,426	8,416	8,407	8,398	8,390	42,037	84,404
地 方 譲 与 税	594	600	606	612	618	3,030	625	631	638	644	651	3,189	6,219
交 付 金	1,153	1,154	1,153	1,154	1,153	5,767	1,154	1,153	1,153	1,153	1,154	5,767	11,534
地 方 特 例 交 付 金	267	265	264	263	261	1,320	260	259	258	257	256	1,290	2,610
地 方 交 付 税	14,524	14,697	15,402	15,202	15,568	75,393	15,269	15,511	15,695	15,880	16,100	78,455	153,848
分 担 金 及 び 負 担 金	696	691	715	888	891	3,881	865	896	945	995	1,022	4,723	8,604
使 用 料 ・ 手 数 料	1,174	1,185	1,214	1,218	1,203	5,994	1,208	1,217	1,208	1,210	1,227	6,070	12,064
国 庫 支 出 金	4,949	4,523	4,388	4,402	4,150	22,412	3,810	4,046	3,876	3,843	3,831	19,406	41,818
県 支 出 金	2,216	2,277	2,352	2,218	1,816	10,879	1,898	1,880	2,038	2,028	2,030	9,874	20,753
財 産 収 入	363	363	338	339	332	1,735	332	332	333	333	333	1,663	3,398
寄 付 金	1			1		2	1	1				2	4
繰 入 金	807	973	1,583	1,419	582	5,364	339	146	146	147	146	924	6,288
繰 越 金	500	500	496	491	487	2,474	485	482	477	473	467	2,384	4,858
諸 収 入	474	862	423	405	382	2,546	353	341	329	324	305	1,652	4,198
地 方 債	9,332	4,845	4,350	3,395	3,607	25,529	5,881	6,198	5,403	1,680	1,772	20,934	46,463
合 計	45,604	41,405	41,743	40,454	39,487	208,693	40,906	41,509	40,906	37,365	37,684	198,370	407,063

H14決算	H 4決算
8,249	7,660
436	699
1,057	671
267	
15,666	13,666
743	370
1,191	608
3,357	2,910
5,481	2,861
495	2,292
68	378
1,213	1,201
1,780	2,107
980	672
5,327	5,195
46,310	41,290

( 歳出 )

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	平成17～21年度	H22	H23	H24	H25	H26	平成22～26年度	計
人 件 費	8,223	8,109	8,579	8,277	7,910	41,098	7,915	7,932	7,638	7,551	7,741	38,777	79,875
物 件 費	5,343	4,757	4,765	5,017	5,004	24,886	4,975	4,964	4,964	4,964	4,964	24,831	49,717
維 持 補 修 費	553	536	536	536	536	2,697	536	536	536	536	536	2,680	5,377
扶 助 費	4,144	4,230	4,318	4,404	4,500	21,596	4,600	4,704	4,812	4,925	5,042	24,083	45,679
補 助 費 等	3,637	4,287	4,092	4,135	3,962	20,113	3,386	3,290	3,272	3,270	3,220	16,438	36,551
公 債 費	7,006	7,152	7,101	6,978	6,851	35,088	6,245	5,902	5,821	5,933	6,143	30,043	65,131
積 立 金	3,200	81	133	194	74	3,682	558	981	1,347	1,599	1,356	5,841	9,523
投資及び出資金・貸付金	21	22	21	22	22	108	22	22	21	21	22	108	216
繰 出 金	2,866	2,890	2,909	2,916	2,940	14,521	3,022	3,054	3,153	3,241	3,313	15,784	30,305
投 資 的 経 費	10,111	8,845	8,798	7,488	7,203	42,445	9,165	9,647	8,869	4,858	4,884	37,422	79,867
合 計	45,104	40,909	41,252	39,967	39,002	206,234	40,424	41,032	40,433	36,898	37,221	196,008	402,242

H14決算	H 4決算
8,558	7,357
5,176	2,822
442	370
3,138	2,247
4,121	2,820
6,954	4,175
724	2,870
18	335
2,689	1,515
13,194	15,452
45,014	39,963

歳入歳出差引(翌年度への繰越)	500	496	491	487	485	2,459	482	477	473	467	463	2,362	4,821
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------

	1,296	1,327
--	-------	-------

# 基金の現状と見込み

## (1) 5市町村の基金の現状と見込み

(単位:千円)

基金名	田辺市		龍神村		中辺路町		大塔村		本宮町		5市町村	
	H14末	H16末(見込)	H14末	H16末(見込)	H14末	H16末(見込)	H14末	H16末(見込)	H14末	H16末(見込)	H14末	H16末(見込)
財政調整基金	1,553,201	1,782,387	671,306	292,199	1,000,000	647,083	282,904	145,441	1,122,750	632,590	4,630,161	3,499,700
減債基金	1,441,819	1,319,216	416,135	437,535	23,480	23,480	254,439	217,582	219,928	78,326	2,355,801	2,076,139
小計	2,995,020	3,101,603	1,087,441	729,734	1,023,480	670,563	537,343	363,023	1,342,678	710,916	6,985,962	5,575,839
土地開発基金	410,997	0	183,593	0	52,064	0	256,790	0	74,730	0	978,174	0
特定目的基金												
ふくろうの森基金					4,459	4,759					4,459	4,759
特定農山村地域活動支援基金	0	8,507									0	8,507
水産振興基金	50,000	50,000									50,000	50,000
地域污水处理施設管理基金	166,153	188,268									166,153	188,268
住宅整備基金									164,286	202,074	164,286	202,074
子どもの未来ゆめづくり基金					8,313	6,223					8,313	6,223
美術館運営基金	116,721	98,346									116,721	98,346
南方熊楠賞運営基金	167,884	158,382									167,884	158,382
南方熊楠顕彰事業基金	229,726	0									229,726	0
同和对策基金(田)、大型共同作業場基金(中)	250,904	285,401			217	217					251,121	285,618
簡易水道基金	21,009	28,274									21,009	28,274
砂利採取基金					216,759	14,760					216,759	14,760
木材加工事業基金					80,000	62,569					80,000	62,569
地域福祉基金(田、中、大)、ふれあい福祉基金(本)	379,491	379,491			141,000	141,000	155,908	138,921	168,800	168,800	845,199	828,212
長寿社会福祉基金(田)、高齢者福祉基金(龍)	174,425	174,425	174,683	175,283							349,108	349,708
ふるさと水と土保全基金(田、本)、中山間ふるさと水と土保全基金(龍、中、大)	10,000	10,000	0	0	10,000	10,000	10,151	10,102	10,000	10,000	40,151	40,102
地域づくり推進事業基金(田)、龍の里づくり基金(龍)、ふるさと創生事業基金(中、大)、豊かな町づくり基金(本)	401,088	405,109	118,055	118,377	123,100	123,100	558,309	293,954	390,822	125,370	1,591,374	1,065,910
まちづくり整備基金	49,201	40,472									49,201	40,472
地域振興基金					25,314	0					25,314	0
国際交流基金	108,000	108,000									108,000	108,000
社会福祉基金	13,557	14,752							356,139	144,298	369,696	159,050
農業教育振興基金	70,400	70,400									70,400	70,400
肉用雌牛貸付事業基金(中)、特別導入事業基金(大)、雌牛貸付基金(本)					4,667	4,667	3,680	3,680	11,383	11,383	19,730	19,730
商工業振興基金	44,006	40,417									44,006	40,417
教育振興基金(田)、教育文化振興基金(本)	13,044	13,175							68,010	38,146	81,054	51,321
教育奨学基金(田)、修学奨励基金(本)	283,061	274,924							51,639	51,639	334,700	326,563
生涯学習推進事業基金	101,000	101,000									101,000	101,000
ふるさと文化振興基金	110,000	110,000									110,000	110,000
花とみどりの基金	100,000	100,000									100,000	100,000
国民健康保険基金(田、中、大)、国保事業財政調整積立基金(龍)、国民健康保険支払準備金(本)	1,092,656	701,107	174,038	181,688	132,647	102,658	30,000	30,000	111,516	111,516	1,540,857	1,126,969
診療所事業財政調整基金(龍)、医療及び保健対策基金(大)			42,890	54,038			68,919	25,593			111,809	79,631
高額療養費貸付基金									1,500	1,500	1,500	1,500
出産育児一時金貸付基金									500	500	500	500
交通災害共済基金	82,599	94,723									82,599	94,723
特定目的金計	4,034,925	3,455,173	509,666	529,386	746,476	469,953	826,967	502,250	1,334,595	865,226	7,452,629	5,821,988
総合計	7,440,942	6,556,776	1,780,700	1,259,120	1,822,020	1,140,516	1,621,100	865,273	2,752,003	1,576,142	15,416,765	11,397,827

(2) 基金等の持ち寄りについて

基金等の分類		基金等の考え方		持寄額	持ち寄り方法(負担割合等)																	
財政調整基金		新市の財政運営の安定化のため、新市の標準財政規模の約15%の額を設置。		3,500,000	標準財政規模割50% + 地方債(純負担額)割50%で持ち寄る。																	
減債基金																						
電算統合経費		電算統合に必要な(想定)となる経費を持ち寄る。 想定事業費10億円から特別交付税(50%)を差し引いた額		500,000	基本割20%、標準財政規模割80%で持ち寄る。																	
退職手当組合に係る清算額		和歌山県市町村職員退職手当事務組合に加入している4町村については、収めた負担金と支払われた退職金に差があり、新市において調整・清算が必要となるため持ち寄る。		672,824	平成16年度末の定年退職者を基本に算定した額を持ち寄る。																	
特定目的基金	原資が交付税の基金	現行どおり	<table border="1"> <tr><td>地域福祉基金</td><td>828,429</td></tr> <tr><td>ふるさと水・土保全基金</td><td>50,000</td></tr> </table>	地域福祉基金	828,429	ふるさと水・土保全基金	50,000	878,429	原資(交付税)の額を持ち寄る。													
	地域福祉基金	828,429																				
	ふるさと水・土保全基金	50,000																				
使用目的が事業等で限定される基金	現行どおり	<table border="1"> <tr><td>地域污水处理施設管理基金</td><td>188,268</td></tr> <tr><td>市立美術館基金</td><td>98,346</td></tr> <tr><td>南方熊楠賞運営基金</td><td>158,382</td></tr> <tr><td>砂利基金</td><td>14,760</td></tr> <tr><td>特定農山村地域活動支援基金</td><td>8,507</td></tr> <tr><td>木材加工事業基金</td><td>62,569</td></tr> <tr><td>同和対策基金</td><td>285,618</td></tr> <tr><td>簡易水道基金</td><td>28,274</td></tr> <tr><td>公営住宅整備基金</td><td>202,074</td></tr> </table>	地域污水处理施設管理基金	188,268	市立美術館基金	98,346	南方熊楠賞運営基金	158,382	砂利基金	14,760	特定農山村地域活動支援基金	8,507	木材加工事業基金	62,569	同和対策基金	285,618	簡易水道基金	28,274	公営住宅整備基金	202,074	1,046,798	合併時の残額を持ち寄る。
地域污水处理施設管理基金	188,268																					
市立美術館基金	98,346																					
南方熊楠賞運営基金	158,382																					
砂利基金	14,760																					
特定農山村地域活動支援基金	8,507																					
木材加工事業基金	62,569																					
同和対策基金	285,618																					
簡易水道基金	28,274																					
公営住宅整備基金	202,074																					
一般財源扱いの特定目的基金	新市に必要な特定目的基金額を設定する。(但し、国保、診療所については合併時の残額)	<table border="1"> <tr><td>雌牛貸付基金</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>商工業振興基金</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>教育奨学基金</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>国民健康保険基金</td><td>1,126,969</td></tr> <tr><td>診療所基金</td><td>79,631</td></tr> </table>	雌牛貸付基金	10,000	商工業振興基金	50,000	教育奨学基金	100,000	国民健康保険基金	1,126,969	診療所基金	79,631	1,366,600	標準財政規模割100%で持ち寄る。								
雌牛貸付基金	10,000																					
商工業振興基金	50,000																					
教育奨学基金	100,000																					
国民健康保険基金	1,126,969																					
診療所基金	79,631																					
新たに設置する基金	(仮)観光振興基金	趣旨等	「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機に、新市の活性化の柱となる『観光』の振興のため基金を造成する。	450,000	各市町村5千万円つづ 計2億5千万円については、基本割20%、標準財政規模割80%で持ち寄る。 世界遺産登録の中心地となる本宮町については、特別割を持ち寄る。																	
		基金の性格	取崩型																			
	活用方針等	登録遺産の保全・活用 観光振興のための基盤整備 観光振興のための情報の全国発信 観光振興事業 自然環境の保全・活用																				
(仮)地域振興基金	趣旨等	住民の一体感醸成、旧市町村単位の地域振興のため、国の市町村合併支援プラン(合併市町村振興のための基金造成に合併特例債を充当可能)を活用して基金を造成する。	1,170,963	基金設置に必要な一般財源額(償還分含む)を基本割20%、標準財政規模割80%で持ち寄る。																		
	基金の性格	果実運用型																				
活用方針等	教育、産業など旧市町村で設置していた特定目的基金の用途も含め、目的に合致する事業に充当する。																					
(仮)地域基盤整備基金	趣旨等	新市において必要となる財政調整基金、減債基金、電算統合経費、退職手当組合調整、特定目的基金、(仮)観光振興基金、(仮)地域振興基金の造成のために持ち寄った各市町村の基金残額については、合併までの各市町村の行財政運営の結果として、これを尊重し、基金としてオープンな形で残し、新市の基盤整備事業等に充当する。	1,812,213	平成16年度末の各市町村の基金残額から上記の基金等の持寄額を差し引いた額とする。																		
	基金の性格	取崩型																				
活用方針等	旧市町村単位で実施する基盤整備事業等に充当する。																					
総合計				11,397,827																		